

長崎市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

長 崎 市

目次

はじめに	1
1 基本的な事項	1
香焼地区	2
伊王島地区	6
高島地区	10
野母崎地区	14
外海地区	18
三和地区	22
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	32
香焼地区	32
伊王島地区	34
高島地区	36
野母崎地区	38
外海地区	40
三和地区	42
3 産業の振興	45
香焼地区	45
伊王島地区	48
高島地区	53
野母崎地区	58
外海地区	65
三和地区	72
4 地域における情報化	77
6 地区共通	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	79
香焼地区	79
伊王島地区	81
高島地区	84
野母崎地区	87
外海地区	89
三和地区	92
6 生活環境の整備	94
香焼地区	94
伊王島地区	98
高島地区	102
野母崎地区	107
外海地区	111
三和地区	116

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	120
	香焼地区	120
	伊王島地区	122
	高島地区	124
	野母崎地区	127
	外海地区	129
	三和地区	131
8	医療の確保	133
	香焼地区	133
	伊王島地区	134
	高島地区	135
	野母崎地区	136
	外海地区	137
	三和地区	139
9	教育の振興	140
	香焼地区	140
	伊王島地区	142
	高島地区	144
	野母崎地区	146
	外海地区	149
	三和地区	152
10	集落の整備	154
	香焼地区	154
	伊王島地区	155
	高島地区	156
	野母崎地区	157
	外海地区	158
	三和地区	159
11	地域文化の振興等	160
	香焼地区	160
	伊王島地区	163
	高島地区	166
	野母崎地区	171
	外海地区	174
	三和地区	180
12	再生可能エネルギーの利用の推進	183
	6 地区共通	
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	185
	三和地区	185
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	187

はじめに

【計画の趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）が、令和3年4月1日に施行されたことにより、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の区域が過疎地域としてみなされた。

このことを受け、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「長崎市過疎地域持続的発展計画」を定めるものであり、これに基づき過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。

なお、法第43条の規定に基づき、令和2年国勢調査の結果、令和4年4月1日から旧三和町の区域が過疎地域としてみなされた。

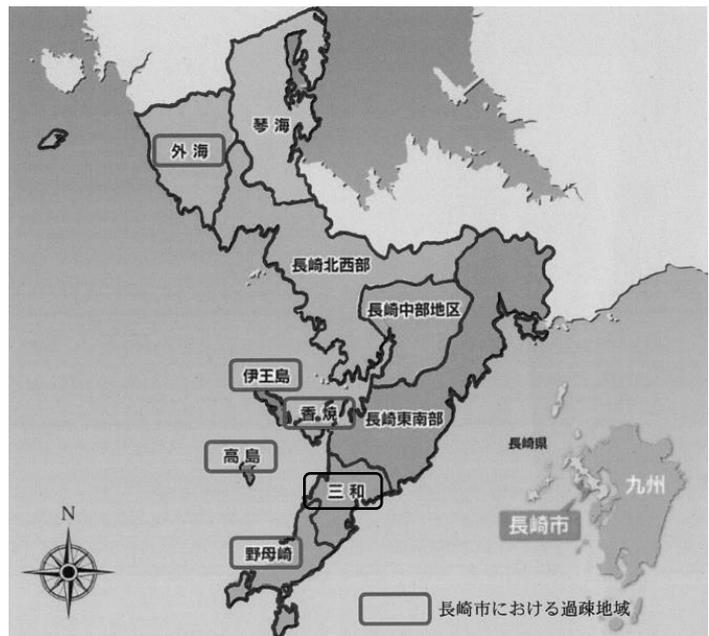
【過疎地域の位置】

法第2条第2項の規定に基づき公示された長崎市の過疎地域は、市域の南部及び北部に位置しており、うち2地区（外海地区の一部を含む。）は離島地域である。

1 基本的な事項

【過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向】

長崎市においては、少子化、高齢化等の進展により、総人口は1975年をピークに、2040年には355千人まで



減少することが見込まれている。また、高齢化は、国より早いスピードで進んでおり、老年人口は、国が2040年にピークを迎えるのに対し、長崎市は2025年頃にピークを迎えようとしている。生産年齢人口も2040年頃には全体の5割を切ることが見込まれている。

そこで新たな過疎法において、持続的発展という新たな理念のもと、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、都市への集中から地方への分散の流れの加速が求められる中、過疎地域が、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう、「地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の実現を目指す。そのため、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「地域における情報化」及び「再生可能エネルギーの利用の推進」を明確に過疎方針に位置づけ、方針項目毎に総合的な考え方を示し、関連施策の強化・推進を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上につなげていく。

また、法施行に伴う過疎地域持続的発展市町村計画策定に当たっては、長崎地域市町村建設計画（平成16年2月（令和元年12月変更））の基本的な方向性を踏まえ策定する。

【香焼地区】

(1) 過疎地域の概況

香焼地区は、長崎港の入口に位置し、市中心部まで約10kmという近距離にある。

元来は、島であったが昭和46年に完成した長崎外港埋立てにより長崎半島と陸続きになり、東西3.7km、南北3.4km、面積4.51km²で三方を海に囲まれている。

地形は、大手造船所の工業用地などの海岸部の埋立地を除き、平地に乏しく、中心部には高さ100m前後の遠見岳、高岳及び天神山などの山々が連なり、海岸線は、北東部から北西部にかけて、彦四郎鼻、馬の背鼻、玄牛鼻などの岬により変化に富んだ海岸線を形成している。また、地質は、砂岩、れき岩、けつ岩などの地層から成り立っており、特に南西部の高島層は、石炭を含む地層となっている。

香焼地区の歴史は、もともと香焼島、蔭ノ尾島の2つの島から構成され、廃藩置県後の明治5年に長崎県の管轄となり、深堀村に合併していたが、明治12年の郡制施行により、西彼杵郡の管轄下に置かれ香焼村となり、明治22年の町村制施行により、再び深堀村に編入され、深堀村大字香焼となった。その後、明治31年に深堀村から分村し、昭和36年の町政施行により旧香焼町となる。

明治以後、石炭と造船産業の盛衰とともに歩み、昭和17年に香焼島と蔭ノ尾島の瀬戸が埋め立てられひとつの島となり、翌年の昭和18年には、人口2万人を超えるほどの盛況であった。

しかし、戦後の社会経済情勢及び産業構造の変化により、昭和30年代に基幹産業であった造船及び石炭産業がともに消滅し、昭和40年には、人口が4,598人に急減・衰退し、過疎化した。

その後、昭和41年から昭和46年にかけて長崎県が長崎外港計画の一環として香焼深堀間の臨海工業用地埋立てを行い、長崎半島と陸続きになり、埋立て開始後の昭和42年に大手造船所が進出し、昭和47年には最新鋭工場の完成に伴う本格的な操業を開始したことにより再生した。

造船関連企業による税収により、普通交付税の不交付団体になるなど、堅調な財政運営で各種施策を行うことができた。しかし、財政基盤は、この造船関連産業と密接な関係から経済状況に左右され、景気低迷による直接的な影響により、経常収支比率が高く、非常に厳しい財政運営が強いられてきた。

平成28年には大型客船の建造が始まり、多くの従業者が旧町内に転入し、一時的な人口の増加が見られたが、建造の終了と同時に人口流出の一途となっており、以降造船不況の長期化に加え少子化に伴い、人口減少と併せて高齢化が進行している。

このような中、地域活性化事業の一策として、「香焼チューリップまつり」を開催し、地域が一体となって交流人口の拡大に取り組んでいる。また、令和2年には、地域独自のまちづくりを推進する「香焼まちづくり協議会」を設立し、各種活動に積極的に取り組む等、持続可能で活力ある地域の発展に取り組んでいる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

埋立て前の昭和35年には8,936人であったが、戦後の造船・石炭が消滅すると、5千人を下回る状況になり、一旦、大手造船所が進出した後の昭和50年には5,506人となるが、その後は減少傾向になり、平成2年に4,931人、平成27年には、3,601人と減少している。昭和50年と平成27年の比較では△34.6%と極端な人口減少となり、以後も微減している。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、転出により、昭和50年と平成27年を比較するとそれぞれ1,410人から445人、3,604人から1,969人と激減し、現在も微減の傾向にあるが、65歳以上の高齢者比率は、増加の傾向にあり、平成27年の高齢者比率は32.7%と3.06人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [香焼地区]

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率								
総数	人 8,936	人 5,506	% △38.4	人 4,931	% △10.4	人 4,196	% △14.9	人 3,601	% △14.2	人 3,201	% △11.1
0歳～14歳	3,672	1,410	△61.6	963	△31.7	576	△40.2	445	△22.7	350	△21.3
15歳～64歳	4,945	3,604	△27.1	3,137	△13.0	2,599	△17.2	1,969	△24.2	1,551	△21.2
うち15歳～29歳(a)	1,966	1,424	△27.6	872	△38.8	602	△31.0	412	△31.6	326	△20.9
65歳以上(b)	319	492	54.2	831	68.9	1,021	22.9	1,176	15.2	1,294	10.0
(a)/総数 若年者比率	% 22.0	% 25.9	—	% 17.7	—	% 14.3	—	% 11.4	—	% 10.2	—
(b)/総数 高齢者比率	3.6	8.9	—	16.9	—	24.3	—	32.7	—	40.4	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

唯一の基幹産業である造船は、不況に伴う受注の悪化や国際競争力の低下などにより低操業が続いており、地域経済との結び付きが強い協力企業も厳しい経営環境にある。地域に立地している事業所の多くは個人又は中小・零細企業であり、業種は造船関連又は土木・建設業により占められている。

第一次産業就業人口比率は、もともと本産業の基盤が弱く、就業者数が少ないところであるが、減少傾向が続いている。

第二次産業就業人口比率は、造船産業の縮小に伴い、減少が続いている。

一方、第三次産業就業人口比率は、中心部への通勤圏内であることから人口比率は増加傾向にある。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、水道普及率は 100%であり、水洗化率は 99%を超え市全体の数値に比して高い水準にあるが、整備への着手が早かったことから経年劣化が見られ更新改修が必要である。狭小区間の拡幅整備など、道路改良も引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [香焼地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	—	—	38.4	41.6	73.7	73.7
舗装率 (%)	—	—	77.3	87.6	97.3	97.3
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	0.0	0.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	0.0	0.0
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	0.0	0.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	0.0	0.0
水道普及率 (%)	—	—	—	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	99.9	99.9	99.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	0.0	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

豊かな自然を守り、景観を生かした計画的で秩序ある土地の利用や開発を図り、自然と調和した住みたいまち、定住拠点としての整備を推進する。

また、資源である海と緑、産業を活用し、スポーツ・レクリエーション地域としての整備を進める。

イ 施策の柱

(7) 大手造船所の工場の一部が売却されるなど製造業を取り巻く環境の変化がある中で、地区内には多くの中小製造業が立地しており、引き続き技術・技能の高度化や新技術導入による生産性向上の取組みや新分野への進出を支援していく。また、通勤者の利便性向上や地区内への居住促進を図るため、地域内の基幹道路拡張整備を行うとともに、持

続可能な交通手段の確保に努める。

港湾施設等については、現在進行中の事業も含め、台風の越波災害など防災面で地域の安全・安心を確保するため、関係機関との連携を強化し、継続して港湾・海岸保全整備を進めていく。

- (イ) スポーツ施設を活かして、地域全体を自然・文化・スポーツ公園ゾーンとして位置づけ、スポーツを楽しむためのソフト事業等を検討し、花のあるまちづくりを地域住民と共に推進し、交流人口の拡大により地域の活性化を図る。また、教育施設については、老朽化した学校・公民館の改修を行い、教育環境の整備充実を図るとともに、新学校給食センターの事業計画に伴う周辺地域の交通対策を含めた環境整備を行う。
- (ウ) 住宅の多くは斜面地に形成しており幅員が狭く、地区内の生活道路の整備を進めることにより、生活様式の多様化に配慮した、優しく、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、市中心部及び周辺地域への通勤圏であるため、老朽化した公営住宅の建て替えを促進し、点在する市有地は売却を基本として検討し、新たに定住できる環境整備を進める。

【伊王島地区】

(1) 過疎地域の概況

伊王島地区は、長崎港の南西約10kmの沖合に、おおよそ南北に横たわり、伊王島と沖之島の2島からなっている。面積は2.26km²で、長崎港の防波堤のような位置にある。地形は両島とも、海岸から山岳に盛り上がり、坂道が多く平地は希少であり、公共施設はそのほとんどが埋立地にある。地質は砂質のやせ地で、土壌は浅く自然のままでは耕作に適せず、気候は、対馬暖流の影響で夏も比較的涼しく、冬は無霜地帯である。

伊王島地区の歴史については、明治22年の町村制施行により、伊王島と沖之島が合併し「伊王島村」となり、その後、昭和16年、石炭資源が開発されて以来、島の基幹産業として発展の一途をたどり、昭和37年5月には町制が施行された。

その後も、炭鉱の町として栄えてきたが、昭和47年3月の炭鉱閉山によって職場を失った炭鉱従事者及びその家族の離島が相次ぎ、人口は激減し、過疎化への道をたどった。

閉山後、地域振興の一環として、昭和62年に第3セクターによる「伊王島スポーツリゾート開発株」を誘致し、平成元年7月にはスポーツを中心とした長期滞在型のリゾート施設「ルネサンス長崎・伊王島」がオープンし、これに併せて海水浴場の整備、各種イベントの開催等の施策を展開した結果、年間40万人を超える交流人口を生み出すまでの成果が上がった。しかし、その後の集客が伸び悩み、「伊王島スポーツリゾート開発株」は、経営の続行は困難との判断に至り、平成13年12月解散、平成14年1月末をもって施設は全て閉鎖された。このため、地区内の商工業をはじめ水産業等のさまざまな分野に至るまで影響が出た。

炭鉱閉山により離島、旧産炭地、過疎と三重苦の道を歩んできた伊王島地区にとって、基幹産業を失う影響の大きさを身をもって経験してきただけに、再度、リゾート施設を中心とした施策を展開し、観光・リゾートの島として更なる活性化を図るため、平成15年7月、旧伊王島町は、閉鎖したリゾート施設を購入し、全国で公設民営型施設の運営実績を持つ民間企業のノウハウを導入して、リゾート施設の再開を果たした。平成16年3月には温泉掘削に成功し、天然温泉と島内外の地元産品を活用した宿泊施設として年間を通して活況を呈している。平成23年3月には伊王島大橋が開通し、交通アクセスが向上したことにより、県内外からの来訪者が増えたことから伊王島地区の住民などで組織された特産品開発を目的とした加工組合やNPO法人が結成され、伊王島の活性化に取り組んでいる。

さらに、平成29年には旧伊王島町時代から公設民営で運営していたリゾート施設を民間へ売却し、翌年のリニューアルオープン後、令和2年にはその民間による新たな温浴施設がオープンするなど集客力が強化されたことから、さらなる交流人口の増加が期待されている。

近年、人口減少に伴い地域の連帯意識の希薄化や近隣との付き合いが減少するなど、地域社会の維持に影響を与えていることから、地域社会の連帯意識の再醸成が課題である。地域の持続的発展のために、交流人口の増加による地域の活性化のためのインフラ整備に取り組む一方で、地域コミュニティの存続のため定住人口の増加につながるような施策にも取り組んでいる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

炭鉱が昭和47年に閉山したことにより、昭和35年に7,266人であった人口は昭和50年には1,887人となり、△74.0%という極端な人口減少となった。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、閉山による島からの転出により、昭和35年と平成27年を比較するとそれぞれ2,842人から44人、4,155人から303人と激減し、現在も微減の傾向にあるが、65歳以上の高齢者比率は、増加の傾向にあり、平成27年の高齢者比率は48.9%と2.04人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [伊王島地区]

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,266	人 1,887	% △74.0	人 1,233	% △34.7	人 807	% △34.5	人 689	% △14.6	人 617	% △10.4
0歳～14歳	2,842	486	△82.9	149	△69.3	61	△59.1	44	△27.9	39	△11.4
15歳～64歳	4,155	1,142	△72.5	746	△34.7	388	△48.0	303	△21.9	223	△26.4
うち15歳～29歳(a)	1,613	340	△78.9	180	△47.1	51	△71.7	41	△19.6	40	△2.4
65歳以上(b)	269	259	△3.7	338	30.5	358	5.9	337	△5.9	349	3.6
(a)/総数 若年者比率	% 22.2	% 18.0	—	% 14.6	—	% 6.3	—	% 6.0	—	% 6.5	—
(b)/総数 高齢者比率	3.7	13.7	—	27.4	—	44.4	—	48.9	—	56.6	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

唯一の基幹産業であった炭鉱が閉山したため人口は激減し、また、石炭産業とともに栄えてきた農業、漁業、商工業など地元の産業も、人口の減少とともに衰退した。

第一次産業就業人口比率は、逡減傾向にあったが平成17年にはUターンなどにより増加したものの、高齢化、後継者不足の問題は依然解消されていない。また、第二次産業就業人口比率は、閉山に伴い激減した後、逡減傾向は続いている。

一方、第三次産業就業人口比率は、閉山という社会的・経済的構造の変化に伴う増加に転じ、平成元年のリゾート施設誘致後も逡増傾向にある。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況 [伊王島地区]

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率あるいは水洗化率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

特に、伊王島大橋架橋後車両による訪問者が増えているため、狭隘な道路の改良や駐車スペースの整備が急務である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [伊王島地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	17.2	20.4	31.5	40.2	52.5	52.5
舗装率 (%)	92.2	93.0	94.4	94.8	98.1	98.1
農 道						
延 長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林 道						
延 長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	68.3	96.9	78.9
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

伊王島大橋の開通を契機に、生活環境の整備充実を図るとともにリゾート・憩いの地域としてのハード・ソフト両面から観光の振興を図り、併せて定住環境の整備を進める。

イ 施策の柱

(ア) 架橋後の車による来訪者に対応した地域内の基幹道路の拡張整備や持続可能な交通手段の確保など、来訪者に対する利便性を高めていく。

さらに、ゴールデンウィークや海水浴場が賑わう夏休み期間中などは通常時に比べ一時的に多くの車両が地域内に入り込むことがあるため、交通対策を実施する必要がある。

- (イ) 地域内を巡るコースの設定や案内板の整備、自然に親しみ、歴史や文化に触れるためのソフト事業等を検討し、ユニークな地形や素朴で歴史を感じさせる教会や灯台などの歴史的・文化的資源を融合させて地域全体を楽しむことができるまちづくりを進めていく。また、グリーンツーリズムに取り組むなど、地域内でさまざまな体験ができる環境を整え、さらには地場産品を使った特産品の開発などを行い「人を呼んで栄えるまち」をめざし地域の活性化を図る。
- (ウ) 上下水道、生活道路、公共施設の駐車スペースの整備を進めることにより、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、架橋により市本土地域との交通アクセスが向上し、市中心部及び周辺地域への通勤圏となったため、市有地の売却を基本として検討し、新たに定住できる環境整備を進める。

【高島地区】

(1) 過疎地域の概況

高島地区は、長崎港から南西約14.5kmの沖合に位置し、面積1.34km²の島で、高島、端島、中ノ島、飛島の四つの島からなり、有人島は高島のみである。

地形は、伊王島と同様に平地が少なく、中央に海拔114mの権現山がある。

風は、夏には概ね南西から、冬は概ね北西から吹く日が多く、台風、冬期の季節風の時期には、海上交通は欠航を余儀なくされ、時には台風の被害が甚大となるなど、年間を通して風害が深刻である。

昭和23年10月、町制を施行した旧高島町は、明治、大正、昭和を通じ石炭産業を中心として発展を続け、日本の近代化に重要な役割を果たしてきた。その後、昭和30年4月には町村合併促進法（昭和28年法律第258号）により、隣接の高浜村端島と合併し、面積1.24km²に人口16,904人という日本で人口密度第一位の町となった。

高島地区は、石炭産業を唯一の基幹産業とした一島一町一企業という特殊な自治体として明治、大正、昭和にわたって典型的な炭鉱依存型の自治体として発展してきたが、昭和49年1月に端島鉱が閉山し、昭和61年11月には歴史と伝統のある高島炭鉱も閉山した。この間、昭和48年の高島炭鉱の合理化により約700人、翌年の昭和49年には端島鉱の閉山により約580人、さらに昭和50年には、高島炭鉱の合理化により830人と多数の炭鉱従業員が整理解雇され、地域の雇用が大きく落ち込む中で、家族を連れて他市町村へ新たな職を求めて島外へ転出していった。

さらに、昭和61年の高島炭鉱閉山により、当時約5,500人の人口が現在300人台にまで激減し、自治体の経済的社会的基盤が大きく後退した。

炭鉱閉山後、新たな雇用の確保を図るため、セメント二次製品製造販売会社（平成17年7月撤退）、ヒラメ等の養殖会社及び未開発高級魚養殖システム研究開発会社（平成15年11月解散）、また、昭和63年11月には縫製工場（平成4年1月撤退）、平成元年3月には水産物加工場（平成6年8月工場閉鎖）が立地し、平成13年には魚類種苗生産会社（令和2年度に廃止）が起業したが、いずれも雇用の確保という観点からは厳しい結果となった。

一方、炭鉱住宅跡地を活用して、平成元年4月に立地したトマトのハウス栽培会社が、「高島フルーティトマト」としてのブランド化に成功し、現在ではその後継企業が「こくあまメロン」やにんにくなどの商品化にも成功し、順調に販路を拡大しており、一定の雇用確保につながっている。

また、平成3年3月に水産庁の認定を受けて整備された南風泊漁港をはじめ、飛島磯釣り公園や高島海水浴場などを活用し、平成22年度からは地域活性化団体によるシュノーケリング体験が順調に実績を伸ばしており、今後も海を使ったマリンスポーツによる交流人口の増加が期待できる。

このような中、平成27年7月には「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録されたことも追い風となり、地域が一体となって域外との交流を推進し、地域の持続的発展のための取り組みを行っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口のピークは、昭和35年の20,938人であるが、国のエネルギー政策の転換による合理化により人口減少に転じ、昭和61年の炭鉱閉山後に行われた平成2年国勢調査では1,256人、平成27年では382人と激減し、その後も減少傾向が続いている。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が著しいため、平成27年の高齢者比率は51.3%と1.95人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [高島地区]

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,938	人 8,232	% △60.7	人 1,256	% △84.7	人 722	% △42.5	人 382	% △47.1	人 324	% △15.2
0歳～14歳	7,944	2,170	△72.7	103	△95.3	49	△52.4	19	△61.2	30	57.9
15歳～64歳	12,459	5,574	△55.3	784	△85.9	338	△56.9	167	△50.6	133	△20.4
うち15歳～29歳(a)	4,717	1,255	△73.4	113	△91.0	48	△57.5	16	△66.7	15	△6.3
65歳以上(b)	535	488	△8.8	369	△24.4	335	△9.2	196	△41.5	159	△18.9
(a)/総数 若年者比率	% 22.5	% 15.2	—	% 9.0%	—	% 6.6	—	% 4.2	—	% 4.6	—
(b)/総数 高齢者比率	2.6	5.9	—	29.4	—	46.4	—	51.3	—	49.1	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し [高島地区]

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

基幹産業である石炭産業を中心とした産業構造であったが、高島炭鉱の閉山により、既存の関連企業はもとより地元商店等も多大な影響を受け転廃業が続出した。

第一次産業就業人口比率は、平成17年までは減少していたものの平成22年は増加している。また、閉山に伴い、第二次産業就業人口比率は激減している。一方で、第三次産業就業人口比率は、平成17年までは社会的、経済的構造の変化に伴い増加していたものの平成22年は減少している。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表1-2(1) 市町村財政の状況 [高島地区]

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。
一定、整備が進んだが、道路改良率については、引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [高島地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	23.9	23.9	29.0	42.5	64.6	64.63
舗装率 (%)	76.1	76.1	86.7	100.0	100.0	100.0
農道						
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道						
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	72.1	97.8	98.9	100.0	100.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.0	1.9	3.2	0.0	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

海をメインとしたスポーツ・レクリエーションの振興及び世界文化遺産の来訪者の受入れ体制の充実を図り、年間を通じた交流人口の拡大に努める。また、農水産業の振興、航路の充実、高齢者が安心して暮らせる体制の整備に努める。

イ 施策の柱

(ア) 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園、ふれあい多目的運動公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションの開催、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る。

また、宿泊や飲食場所の確保、航路の充実などにより、学校の体験学習やスポーツ合宿などの受入体制をつくり、年間を通じた集客を図る。

(イ) 老朽化した公営住宅や改良住宅の浴室、トイレ、配管等の設備の改修やエレベーターの設置などにより居住環境の向上に努め、これらを踏まえ、安全で安心して暮らすために市営住宅の集約化を進める。また、地域の担い手となる若者や子育て世帯への住宅の供給に取り組む。

このほか、海水温浴施設高島いやしの湯や、デイサービスなどを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい住環境の整備を進める。

さらに、フルーティトマトやこくあまメロン、にんにくなどの温室栽培による地域の特産品については、地域外へ販売するルートの強化や生産量の増加に取り組んでおり、今後もブランド力を高め、併せて陸上養殖施設の活用を検討し、地域の活性化につ

なげていく。

- (ウ) 「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録されていることから、資産の保全を推進する。また、歴史・文化の情報発信の充実により来訪者を増やし、地域活性化を図る。

【野母崎地区】

(1) 過疎地域の概況

野母崎地区は、長崎市中心部から南西へ約26km、長崎半島の先端部に位置し、東南西の三面が海に囲まれた総面積20.92km²の地域である。地形は、中央部をやや東寄りに縦走する標高300m前後の山系が連なり、急峻で平坦地に乏しいが、39kmにも及ぶ海岸線は自然が織りなす景勝景観に富み、多数の観光客が本地区を訪れている。気候は、対馬暖流の影響を受け年間平均気温17℃と県内で最も暖かく、温暖多雨な地域である。

野母崎地区の歴史は、町村合併促進法に基づき、昭和30年4月1日に高浜村、野母村、脇岬村、樺島村の4カ村が合併し、旧野母崎町を構成していた。

野母崎地区の基幹となる産業は、水産業、農業及び観光である。その中で、漁業の不振による雇用の減少が、野母崎地区の過疎化の大きな要因となっている。

地区内では、住民の雇用の方は限られており、依然として若年層を中心として人口流出が続き、現在も人口減少と併せて少子化、高齢化が進行している。

そのため、特に水産業においては、沿岸漁業の振興を図るため、漁場造成等の基盤整備事業を積極的に推進し、漁業資源の保護・育成を図ってきた。

しかし、近年の水産業を取り巻く環境は、資源の減少や魚価の低迷、後継者不足等による漁業不振に未だ回復の兆しが見えず、経営は依然として厳しい状況にある。

農業は、耕地の大半が急傾斜地の山腹に階段状に点在するため、経営規模が零細である。そこで、温暖な気象条件を活かした「びわ」と「花き」の特産品などとの複合経営による専業農家や他産業との組み合わせによる兼業農家育成の振興を図ってきたが、生産性が低いという条件下にあるため、農業所得水準は依然として低い。

また、有害鳥獣であるイノシシが増え、農作物や生活環境への被害が増加しており、計画的な対策が課題である。

観光は、世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」を望む場所にある温泉宿泊施設「Ocean Resort Nomon 長崎（旧野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島。令和2年度に民間へ無償譲渡し、Ocean Resort Nomon 長崎としてリニューアルオープン）」や、多くの種類の恐竜や翼竜などの貴重な化石の発掘場所に近い田の子地区にある「長崎のもぎき恐竜パーク（令和3年度オープンの恐竜博物館と、隣接する水仙の丘や軍艦島資料館等で構成）」を中心に、今後の野母崎地域の持続的発展を図るための取組みにより、観光客の増加が期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

基幹産業である水産業の低迷により、総じて減少傾向にあり、昭和35年と平成27年の比較では、13,878人から5,249人と62.2%の人口減少となっている。

年齢構成別では、昭和35年以降減少傾向が続く0歳～14歳の年少人口に比べ、15歳～64歳の生産年齢人口は、平成27年には、583人となっている。

一方、65歳以上の高齢者比率は、総人口の減少にもかかわらず増加傾向にあり、著しい少子化、高齢化の傾向を示している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [野母崎地区]

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,878	人 10,693	% △22.9	人 9,412	% △12.0	人 6,809	% △27.7	人 5,249	% △22.9	人 4,578	% △12.8
0歳～14歳	5,669	2,401	△57.6	1,419	△40.9	661	△53.4	323	△51.1	261	△19.2
15歳～64歳	7,163	6,933	△3.2	5,904	△14.8	3,730	△36.8	2,583	△30.8	1,925	△25.5
うち15歳～29歳(a)	2,214	2,397	8.3	1,363	△43.1	774	△43.2	431	△44.3	326	△24.4
65歳以上(b)	1,046	1,359	29.9	2,089	53.7	2,418	15.7	2,334	△3.5	2,389	2.4
(a)/総数 若年者比率	% 16.0	% 22.4	—	% 14.5	—	% 11.4	—	% 8.2	—	% 7.1	—
(b)/総数 高齢者比率	7.5	12.7	—	22.2	—	35.5	—	44.5	—	52.2	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

各産業別就業人口は、全般的に人口の減少や高齢化により今後も減少するものと思われる。

第一次産業就業人口比率は、基幹産業である水産業が全盛の昭和30年代は就業者の6割を占めていたが、水産業の長期低迷や後継者不足により、平成27年には1割を切っている。

一方第三次産業就業人口比率は、中心部への通勤圏内であることから平成27年には約6割まで増加している。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率及び舗装率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [野母崎地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	1.8	10.4	17.5	19.5	28.3	28.3
舗装率 (%)	54.2	84.0	86.2	86.3	95.3	95.3
農道						
延長 (m)	—	—	—	8,000	8,000	8,000
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	14.8	20.0	12.8	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	806	806	806
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.8	0.7	0.7	11.5	11.5	11.5
水道普及率 (%)	77.8	98.8	96.9	95.51	95.68	95.53
水洗化率 (%)	—	—	53.4	78.6	98.9	86.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.5	7.2	8.2	10.4	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

恵まれた自然を活かした南部地域における観光拠点としての整備を図る。

また、良質な水産資源の確保やブランド化による水産業の振興と地理的条件を活かした都市近郊農業の振興を図る。

一般国道 499 号の整備改良事業については、南部地域の幹線道路であるため、県とともに早期完成に努める。

イ 施策の柱

(ア) 世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」を望む立地を活かした野母崎田の子地区の恐竜博物館を核として運動公園、水仙の丘、軍艦島資料館などを「長崎のもぎき恐竜パーク」と称し、社会教育及び観光の拠点として位置づけ、交流人口の受入基盤の整備を図る。

また、長崎市都心部、長崎半島全域との連携を進め、長崎ブランドを活かした広域的な誘客活動を進めるとともに、この整備を契機として地元の産業団体の取組みを支援し、地域の活性化や地域が潤う交流の産業化につながるよう支援に努めていく。

(イ) 幹線道路である一般国道 499 号や主要地方道野母崎宿線については、防災対策も含め、災害に強い道路づくりに向けて県に整備推進を働きかけていくとともに、集落間及び集落内を結ぶ生活道路については、道路拡幅等の整備を図ることで、都心部や

三和地区とのアクセスを向上させ、持続可能な交通手段の確保にも努めていく。

住環境については、上下水道の整備を引き続き推進するとともに、老朽化した公営住宅を集約化して建て替えを進め、また、地域の担い手となる若者や子育て世帯への住宅の供給に取り組む。併せて、老朽危険家屋対策や空き家の活用等により、安全・安心な住環境整備と人口減少対策を図る。また、防災のための河川・海岸の整備や防災と飲料水・農業用水確保のための高浜ダムの有効活用整備を図る。

- (ウ) 磯焼け対策事業の推進による藻場の回復を図るとともに、放流事業を実施するなど育てる漁業への取組みと漁港の整備による水産業の基盤を整備することにより、地域の基幹産業としての充実を図る。併せて、水産業体験を軸としたグリーンツーリズムにより、交流人口の拡大を図る。

さらに、特産品である野母んあじ、伊勢エビやからすみなどのブランド品のPRを進めることにより、地域経済の活性化を図る。

【外海地区】

(1) 過疎地域の概況

外海地区は、西彼杵半島の南西部に位置し、北は西海市大瀬戸町、東は琴海地区に接している。西は、五島灘に面し、海上約7kmに石炭を採掘してきた池島があり、その周辺には大小の島しょがある。面積46.67km²の大部分は、標高400m内外の起伏に富んだ丘陵で形成されており、平坦地に乏しい。河川は、神浦川をはじめ黒崎川、出津川など5本の二級河川があり、これらの河川とその支流によって浸食された谷部のわずかな平坦地に農地と集落が形成されている。13.7kmに及ぶ海岸線は、美しい景観をなし、磯遊び、魚釣りにも適した海浜に恵まれている。気候は、対馬暖流の影響を受けた海洋性気候であり、温暖多雨の気象条件にある。

外海地区の歴史は、昭和30年に当時の神浦村と黒崎村が合併し、外海村となり、さらに、昭和35年には町制が施行された。キリスト教の歴史が外海地区の文化的特質の一つとなっており、また、昭和27年に始まる池島における石炭産業が地域発展の中心的役割を担ってきたが、平成13年11月に閉山した。第一次産業は、後継者不足と高齢化という構造的な問題を有しており、このことは、商工業においても同様であり、地域の活力低下が懸念される状況にある。

このような中、平成30年7月に「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録をされたことを契機として地域が一体となって域外との交流を推進し、地域の持続的発展のための取組みを行っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和35年以降、池島における石炭産業の伸展につれ人口は増加し、昭和40年の国勢調査では13,828人とピークを迎えたが、国のエネルギー政策の転換により合理化等を余儀なくされ、平成2年には9,399人と減少し、平成13年に池島炭鉱が閉山し、その後はさらに激減し、現在は約3,300人にまで減少している。特に、地域の基幹産業があった池島の人口減少は著しく、炭鉱操業時(閉山前)の2,713人から約24分の1まで減少した。また、本土地区の神浦、黒崎地区においては、若年人口の流出が続いている。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口の推移は、昭和35年から昭和40年にかけては、石炭鉱業労働者の流入により一時期増加したものの、その後は高い減少率を示している。15歳～64歳の生産年齢人口も、昭和60年以降大幅に減少している。

一方、65歳以上の高齢者比率は、総人口の減少にもかかわらず増加傾向にあり、著しい少子化、高齢化の傾向を示している。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [外海地区]

区分	昭和 35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,600	人 12,485	% △0.9	人 9,399	% △24.7	人 5,114	% △45.6	人 3,952	% △22.7	人 3,418	% △13.5
0歳～14歳	4,754	3,884	△18.3	2,007	△48.3	504	△74.9	248	△50.8	149	△39.9
15歳～64歳	6,898	7,470	8.3	5,872	△21.4	2,541	△56.7	1,695	△33.3	1,379	△18.6
うち15歳～29歳(a)	2,629	1,528	△41.9	1,202	△21.3	488	△59.4	300	△38.5	238	△20.7
65歳以上(b)	948	1,131	19.3	1,520	34.4	2,069	36.1	2,009	△2.9	1,876	△6.6
(a)/総数 若年者比率	% 20.9	% 12.2	—	% 12.8	—	% 9.5	—	% 7.6	—	% 7.0	—
(b)/総数 高齢者比率	7.5	9.1	—	16.2	—	40.5	—	50.8	—	54.9	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表 1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

産業別人口の動向は、昭和34年の池島炭鉱の操業開始を機に、本地区の中核産業が、農林水産業の第一次産業から石炭鉱業を軸とする第二次産業へと、産業構造は大きく転換した。

第一次産業就業人口比率は、減少傾向が続いている。第三次産業就業人口比率は、社会的、経済的構造の変化に伴い増加している。

また、池島炭鉱が平成13年11月に閉山したことにより、第二次産業就業人口比率は激減し、その後は維持している。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率、水洗化率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [外海地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率 (%)	0.6	5.2	11.9	16.6	48.2	48.2
舗装率 (%)	89.8	93.0	93.7	93.5	97.9	97.9
農道						
延長 (m)	—	—	—	5,901	5,945	5,945
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	4.5	7.0	7.8	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	21,269	24,778	24,778
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	13.4	9.5	8.0	11.2	—	—
水道普及率 (%)	—	42.0	50.8	80.41	74.36	73.63
水洗化率 (%)	37.5	42.3	53.9	61.7	79.3	77.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	22.3	27.6	38.6	53.3	65.6	66.1

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産をはじめ、遠藤周作文学館などの文化・観光資源を活用した観光拠点としての整備を進め、交流人口の拡大に努める。

また、豊かな自然を活かした農林水産業の振興や情報通信網の整備等による移住対策の充実を図り、定住人口の減少に歯止めをかける。

イ 施策の柱

(ア) 美しい自然や国際色豊かな歴史を活かし、遠藤周作文学館、出津文化村を中心として、地域全体を文化の薫る博物館として位置づけ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を有する地区として資産の保全を推進し、歴史・文化の情報発信や観光ガイド等の受入体制の充実により、交流人口を拡大し地域の活性化を図る。また、都心部方面に対する地区内外の交通アクセスを拡充し、来訪者の利便性の向上を図るとともに、地域情報の発信に努め、移住促進に取り組む。

(イ) 池島においては、公共性や利便性を踏まえて公共施設の集約化を図り、生活基盤としての海上交通やバス路線の確保に努めるとともに、企業の誘致、産炭の歴史や池島炭鉱体験施設を適正に管理し、地域の活性化を図る。

(ウ) 磯焼け対策事業による藻場回復の取組みなどにより、地域の基幹産業である農業、林業及び水産業の基盤を整備するとともに、ド・ロ神父伝承のそうめんやお茶などの加工品、かんころ餅、ぶどう、ゆうこう、焼酎などの特産品の普及や開発に努め、農水産物の加工・販売の促進を図る。

また、大中尾棚田などの地域資源を活かし、グリーンツーリズムにより、農作業、収

穫、郷土料理などの田舎の暮らしを体験できる機会の充実を図ることで、交流人口の拡大と自然を活かした地域の活性化を図る。

【三和地区】

(1) 過疎地域の概況

三和地区は、長崎半島の中央に位置し、市中心部まで約14kmという近距離にある。東は本草灘、西は五島灘に面し、海に挟まれた総面積21.74km²の地域である。

地形は、北部に寺岳、松尾岳などの標高300～450mの山系が、南部に秋葉山、熊ノ岳などの標高250～300mの山系がそれぞれ連なっている。また、険しい海食崖と浜堤が交互に入りこんだ海岸線を形成しており、緑の山々と青い海に囲まれた自然豊かな地域である。気候は、黒潮の支流である対馬暖流の影響を受け、全般的に温暖である。地質は蛇紋岩が広く分布し、東海岸には美しい蛇紋岩円れき浜がみられる場所があるほか、西海岸には三ツ瀬層が分布し、複数の恐竜の化石が発見され、注目を集めている。

三和地区の歴史は、町村合併促進法に基づき、昭和30年2月11日に川原村、為石村及び蚊焼村の3カ村が合併し、旧三和町が誕生した。

合併前から農業、水産業の第一次産業を中心とした地域であったが、人口減少と少子高齢化の影響により、これらの第一次産業の就業者数が減少し、町の過疎化も進行していった。

そのため、人口増加による地域振興を目的に住宅団地の開発を推進し、昭和52年に「椿が丘団地」、昭和56年に「晴海台団地」がそれぞれ完成した後は、長崎市から近距離という地理的条件も奏功して市のベッドタウンとして発展した。

しかし、これらの団地の入居が一定充足した後、人口は平成7年をピークに減少に転じ、以降は若年層を中心とする人口の減少と少子高齢化が進行している。

三和地区の主な産業は農業である。主要品目の「びわ」は長崎市内では茂木地区に次ぐ産地であり、高い評価を得ている。これまで、ハウス栽培による施設化や、花き類との複合経営を導入するなど、農業経営の基盤強化に取り組んできたが、少子高齢化による担い手不足のため、農業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少が課題となっている。

また、「蚊焼包丁」や「南蛮ぼーど」などの蚊焼鍛冶製品は三和地区を代表する伝統工芸品であるが、生活様式の変化や機械による大量生産化も重なり、産業そのものが徐々に衰退して零細化している。

一方で、近年の地産地消への関心の高まりを受け、平成15年に開設した農水産物直売所「みさき駅さんわ」は、開設以来、新鮮な農水産物を求めて多くの買い物客で賑わっており、生産者の意欲向上にも貢献している。

このような中、地域活性化事業のひとつとして、「サン・サン・みなみフェスティバル」を南部地区全体の行事として開催し、地域の一体感の醸成や交流人口の拡大等を図っている。

また、地区内には自然環境を活かしたレクリエーション施設が充実しており、川原大池公園キャンプ場ではコロナ禍による自然志向の高まりも相まって、地区外からの利用者も増加している。これらの施設を活用するとともに、併せて長崎南環状線、一般国道499号、県道及び市道の整備を推進し、交通アクセスの改善を図ることで交流人口の拡大と地域の活性化が期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和35年には8,670人であったが、昭和50年代の大型団地完成を機に増加傾向となり、国勢調査による人口は平成7年の12,904人まで増加した。

しかし、当該団地が一定充足した後は減少傾向となり、平成27年に10,562人、令和2年には、9,906人と減少している。平成7年と令和2年の比較では△23.2%の人口減少となり、以後も微減している。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、転出により、平成7年と令和2年を比較するとそれぞれ2,275人から946人、8,599人から4,543人と激減し、現在も減少傾向にある。また、65歳以上の高齢者比率は増加傾向にあり、令和2年の高齢者比率は44.4%と2.25人に1人が高齢者という状況で、少子高齢化が進行している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [三和地区]

区分	昭和55年	平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,743	人 12,248	% 25.7	人 12,904	% 5.4
0歳～14歳	2,288	2,607	13.9	2,275	△12.7
15歳～64歳	6,414	8,036	25.3	8,599	7.0
うち15歳～29歳 (a)	2,125	2,028	△4.6	2,278	12.3
65歳以上 (b)	1,041	1,602	53.9	2,030	26.7
(a)/総数 若年者比率	% 21.8	% 16.6	—	% 17.7	—
(b)/総数 高齢者比率	10.7	13.1	—	15.7	—

区分	平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,044	% △6.7	人 10,562	% △12.3	人 9,906	% △6.2
0歳～14歳	1,332	△41.5	1,011	△24.1	946	△6.4
15歳～64歳	7,754	△9.8	5,649	△27.1	4,543	△19.6
うち15歳～29歳 (a)	1,867	△18.0	973	△47.9	751	△22.8
65歳以上 (b)	2,958	45.7	3,824	29.3	4,396	15.0
(a)/総数 若年者比率	% 15.5	—	% 9.2	—	% 7.6	—
(b)/総数 高齢者比率	24.6	—	36.2	—	44.4	—

※総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し [三和地区]

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

元来農業や水産業を中心とした第一次産業が基幹産業であったが、少子高齢化による後継者不足などの影響を受けて年々衰退し、就業者数の減少が続いている。

第一次産業就業人口比率は、全盛の昭和30年代は60%以上を占めていたものの、平成27年には5%以下まで減少している。

製造業や建設業の第二次産業就業人口比率は、地区内への大型団地完成前の昭和50年まで増加し、それ以降逡減傾向にある。

一方で、市中心部まで通勤圏内という地理的好条件や社会的・経済的構造の変化に伴い、第三次産業の就業者数は増加を続け、その就業人口比率は平成17年に70%近くまで増え、その後は産業の多様化もあり逡減している。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載。

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものが多いが、道路改良率及び舗装率、水洗化率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。特に、狭小区間の拡幅整備など、道路改良は急務である。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [三和地区]

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率 (%)	—	—	—	77.1	60.1	60.1
舗装率 (%)	—	—	—	94.9	97.2	97.2
農道						
延長 (m)	—	—	—	14,084	14,084	14,084
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	98.69	98.58	98.55
水洗化率 (%)	—	—	—	86.5	89.1	89.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	76.7	79.5	80.8

※基礎資料がない場合は、「—」としている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

都心部のベッドタウンとしての良好な住環境の整備を図り、地区外への人口流出の抑制と新たな流入人口の受け皿づくりを進め、茂木地区と一体となった「びわ」の産地としての振興を進める。

併せて、長崎南環状線、一般国道499号、県道、市道の早期整備を推進し、交通アクセスの改善に努める。

イ 施策の柱

- (ア) 南部地域の幹線道路である一般国道499号、主要地方道野母崎宿線などの早期整備、一般県道深堀三和線などの生活道路の整備促進のほか、教育環境の充実など、住民の利便性と快適性を高めるための住環境整備に取り組むことで住みよさを実感できるまちづくりを行い、定住促進を図る。
- (イ) 岳路海岸や川原大池など恵まれた自然環境を保全活用した市民の憩いの場づくりや未利用地の利活用に取り組み、交流人口の拡大を図る。
- (ウ) 農業については特産品である「びわ」を中心に、ブランド力を活かした消費の拡大、加工品等の高付加価値化に取り組むとともに、就業者の人材育成に向けた支援に努める。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)〔6地区合算〕

区分	昭和35年	昭和50年		昭和55年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 72,288	人 47,313	% △34.5	人 45,744	% △3.3	人 38,479	% △15.9
0歳～14歳	28,352	12,346	△56.5	10,401	△15.8	7,248	△30.3
15歳～64歳	40,157	30,339	△24.4	30,175	△0.5	24,479	△18.9
うち15歳～29歳(a)	14,759	9,168	△37.9	8,506	△7.2	5,758	△32.3
65歳以上(b)	3,779	4,628	22.5	5,168	11.7	6,749	30.6
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 19.4	—	% 18.6	—	% 15.0	—
(b)/総数 高齢者比率	5.2	9.8	—	11.3	—	17.5	—

区分	平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 29,692	% △22.8	人 24,435	% △17.7	人 22,044	% △9.8
0歳～14歳	3,183	△56.1	2,090	△34.3	1,775	△15.1
15歳～64歳	17,350	△29.1	12,366	△28.7	9,754	△21.1
うち15歳～29歳(a)	3,830	△33.5	2,173	△43.3	1,696	△22.0
65歳以上(b)	9,159	35.7	9,876	7.8	10,463	5.9
(a)/総数 若年者比率	% 12.9	—	% 8.9	—	% 7.7	—
(b)/総数 高齢者比率	30.8	—	40.4	—	47.5	—

※総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況〔6地区合算〕

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率 (%)	—	—	—	16.0	48.9	48.9
舗装率 (%)	—	—	—	92.03	97.1	97.1
農道						
延長 (m)	—	—	—	27,985	28,029	28,029
耕地1ha当たり農道延長 (m)	7.6	10.1	9.4	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	22,075	25,584	25,584
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.1	5.1	5.8	11.2	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	95.2	94.6	94.5
水洗化率 (%)	—	—	—	81.4	89.7	89.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	42.5	44.4	45.4

※基礎資料がない場合は、「—」としている。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [長崎市全体]

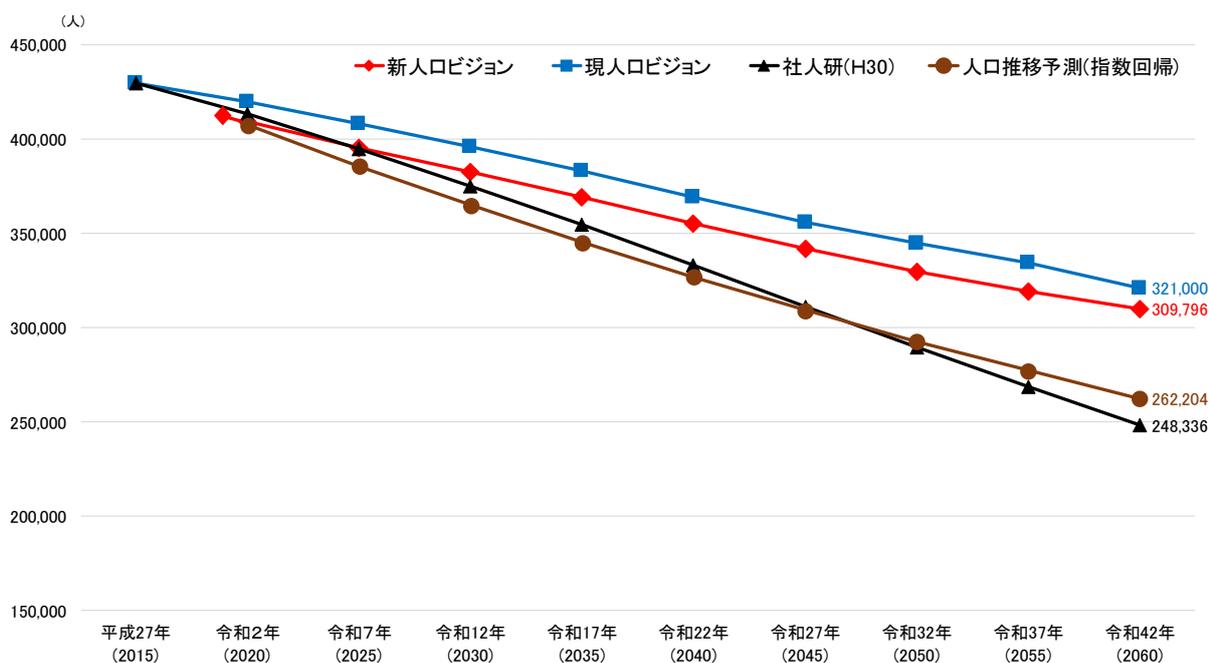
区分	昭和 35 年	昭和 50 年		昭和 55 年		平成 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 467,835	人 505,835	% 8.1	人 502,799	% △0.6	人 494,032	% △1.7
0 歳～14 歳	160,972	126,141	△21.6	117,100	△7.2	93,236	△20.4
15 歳～64 歳	284,453	341,668	20.1	340,511	△0.3	335,759	△1.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	119,524	132,650	11.0	117,201	△11.6	102,237	△12.8
65 歳以上 (b)	22,410	37,968	69.4	44,997	18.5	64,569	43.5
(a) / 総数 若年者比率	% 25.5	% 26.2	—	% 23.3	—	% 20.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	4.8	7.5	—	8.9	—	13.1	—

区分	平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 455,206	% △7.9	人 429,508	% △5.6	人 409,118	% △4.7
0 歳～14 歳	60,839	△34.7	50,265	△17.4	46,771	△7.0
15 歳～64 歳	291,302	△13.2	249,601	△14.3	223,535	△10.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	76,315	△25.4	60,564	△20.6	51,576	△14.8
65 歳以上 (b)	102,824	59.2	122,974	19.6	132,604	7.8
(a) / 総数 若年者比率	% 16.8	—	% 14.1	—	% 12.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	22.6	—	28.6	—	32.4	—

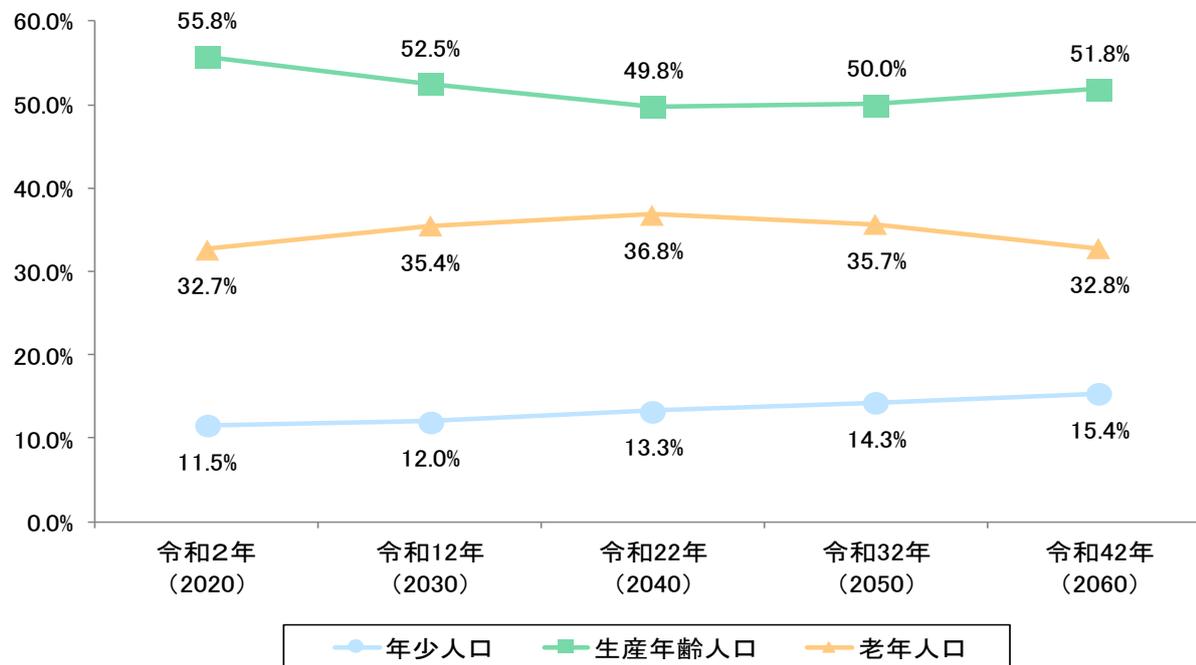
※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表 1-1(2) 人口の今後の見通し〔長崎市全体〕

〈人口の将来展望〉第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく新人口ビジョン



〈年齢3区分別割合年齢構成〉



長崎市の令和元年度末の財政状況は、扶助費や公債費などの需要が多額である一方、個人市民税等の税収基盤が脆弱であるため、財政力指数は0.59と低く、経常収支比率は97.6%と高い水準にある。また、令和2年度末についても、財政力指数は0.59と低く、経常収支比率は97.4%と高い水準にある。このため、今後は自主財源の確保や経常経費の圧縮に努めるなど、財政基盤を強化していく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況 [長崎市全体]

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	208,118,316	211,706,235	218,376,604	280,911,919
一般財源	100,410,943	103,106,089	100,706,564	99,538,951
国庫支出金	53,978,474	56,383,926	56,773,654	106,517,906
都道府県支出金	8,220,932	11,271,444	12,718,989	15,560,169
地方債	22,868,279	21,403,465	26,177,092	30,478,625
うち過疎対策事業債	645,200	1,509,500	908,500	1,730,700
その他	22,639,688	19,541,311	22,000,305	28,816,268
歳出総額 B	206,116,734	206,255,166	213,222,346	275,410,157
義務的経費	124,397,439	122,151,113	122,659,155	123,276,416
投資的経費	22,096,906	23,439,221	32,162,129	38,943,199
うち普通建設事業	22,085,225	23,066,341	31,966,936	37,748,378
その他	58,755,075	58,807,854	57,442,417	111,361,690
過疎対策事業費	867,314	1,856,978	958,645	1,828,852
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,001,582	5,451,069	5,154,258	5,501,762
翌年度へ繰越すべき財源 D	478,876	893,460	1,799,542	2,752,757
実質収支 C-D	1,522,706	4,557,609	3,354,716	2,749,005
財政力指数	0.56	0.56	0.59	0.59
公債費負担比率 (%)	17.9	12.1	12.1	12.6
実質公債費比率 (%)	12.3	6.2	7.9	8.2
起債制限比率 (%)	14.0	8.5	10.0	10.7
経常収支比率 (%)	94.9	93.3	97.6	97.4
将来負担比率 (%)	90.3	81.0	82.7	91.0
地方債現在高	231,623,853	252,229,093	256,001,368	265,238,903

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [長崎市全体]

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率 (%)	—	—	45.8	50.8	62.8	62.9
舗装率 (%)	—	—	96.2	96.9	98.4	98.4
農道						
延長 (m)	—	—	—	115,720	123,231	123,231
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	42.6	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	80,583	90,701	90,051
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	3.6	17.9	19.5	19.3
水道普及率 (%)	—	—	96.9	97.7	98.0	97.9
水洗化率 (%)	—	—	89.9	89.1	97.2	97.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	27.9	26.6	26.1	26.2

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標（長崎市全体）

ア 人口の維持 令和7年 39万人以上

イ 移住者数 毎年度 200人以上

※ 過疎地域においても、市全体と同率の人口規模を維持することを目標とする。

※ 目標数値は、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）に掲げる数値とする。ただし、長崎市第五次総合計画策定後は、移住者数に係る目標数値を当該計画に掲げる目標数値とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

長崎市の総合計画審議会[※]等において行われる評価、進行管理を基礎とし、毎年度PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、議会に報告する。

※ 総合計画審議会とは、総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議を行う外部有識者等からなる本市の附属機関

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間（三和地区については、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4箇年間）とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画における「公共施設等の管理に関する基本的な方針」に則り、公共施設等の整備に努めるものとする。

[本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合する。なお、公共施設等総合管理計画が改定された場合には、改定後の計画に基づいて整備等を行うものとする。]

「長崎市公共施設等総合管理計画」抜粋

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 公共施設等のマネジメント基本方針

長崎市の公共施設等の現状と課題を踏まえ、以下の視点に基づく具体的な方針によって公共施設等のマネジメントに取り組み、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

視点1 市民の視点からのマネジメント

市民が真に必要な公共サービスを提供し続けるため、将来的な市民ニーズの動向を踏まえた公共施設等の整備・運営を目指します。

また、高齢者・障害者等を含むすべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設整備を進めていきます。

方針 ◆市民の利用度・満足度の向上

- ◆市民・民間事業者との連携・協力
- ◆多様化する社会的ニーズへの対応
- ◆ユニバーサルデザインの実現

視点2 全市的・横断的な視点からのマネジメント

現有施設を最大限に有効活用することで新規取得の抑制を図るなど公共施設等の適量化を進めるとともに、まちづくりと連動しながら、バランスを考慮した公共施設等の再配置を行うため、個別の維持管理から全市的・横断的な利活用への転換を目指します。

方針 ◆保有資産の適量化と施設の再配置

- ◆他の施設との連携
- ◆低未利用資産の利活用の推進

視点3 資産保全の視点からのマネジメント

次世代においても必要なサービスが提供できるように公共施設等を適切に保持していくため、大規模改修や更新コストの将来予測に基づいた公共施設等の計画的な保全・整備を目指します。

方針 ◆計画的な保全・整備

- ◆安全・安心の確保
- ◆財産情報の充実と活用

視点4 財政の視点からのマネジメント

公共施設等の維持管理や更新に必要な財源の確保や財政負担の軽減を考え、財政と連動した実効性の高いマネジメントを目指します。

方針 ◆保守管理の効率化

- ◆財政負担の平準化
- ◆自主財源の確保

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【基本方針】

過疎地域においては、人口減少、少子化、高齢化が進展している。一方、過疎地域の生活空間としての魅力を背景として、若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっている中、長崎市の魅力である離島や半島地域の資源を活かしながら、移住対策の充実、関係人口の幅広い活用、リモートワーク受入等による過疎地域の活性化や人材の確保、行政と地域等の連携による地域で活躍する人材の育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者の定着、地域社会の担い手確保を図る。また、学校が地域の人材育成に果たす役割は重要であり、学校・家庭・地域連携による人材育成やふるさと教育等を推進する。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

集落は、本村地区、深浦地区、恵里地区を中心として広がり、この他にも点在している。基幹産業である造船業の低迷から人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源を活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

持続可能な地域支援を地域コミュニティ連絡協議会である「香焼まちづくり協議会」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(イ) ワークেশョンの受け入れなどにより将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベント等を開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域において、「香焼まちづくり協議会」での地域協力活動を行いながら、定住定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 ・香焼チューリップまつり 香焼地区でチューリップま つりを開催することで、地域 間交流の拡大を推進し、地域 の活性化を図るとともに関係 人口を拡大し定住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

伊王島と沖之島の2島からなり、集落は東側部分に集中しており、西側は急傾斜地が多く、集落はない。炭鉱閉山後、人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」、「ながさき暮らし推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- (ア) 「ながさきウェルカム推進事業」、「ながさき暮らし推進事業」による移住促進を図る。
- (イ) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

- (ア) 「ながさき暮らし推進事業」による定住促進を図る。
- (イ) 自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
		「ながさき暮らし推進事業」 県外在住者で長崎市への移 住・定住に関心があり、地域と の交流などに参加できる方を 対象に移住体験施設の利用を 認め、定住人口の増加による、 地域の活性化を図る。	市	定住人口を増加 させることによ り地域活性化を 図る。
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域の住民や団体などが主 体となってイベントを開催す ることで、過疎地域の魅力発 信及び交流人口の拡大に寄与 し、活性化を図るとともに関 係人口を拡大し定住につなげ る。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

炭鉱閉山後、所有者の島外転出など急激な人口流出によって空き家になった民家が島内に数多く点在しているものの、老朽化が進んでおり、そのほとんどが居住できる状況にない。人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(イ) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

世界文化遺産、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事 業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域活性化団体などで実行 委員会などを組織し、地域の 活性化及び地域間交流人口拡 大のため、イベントを開催す ることで関係人口を拡大し定 住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
	過疎地域活性化事業費負担金 基金積立			

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

集落は、高浜、野母、脇岬、樺島の各集落を中心として広がりを見せている。基幹産業である水産業の低迷から人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

長崎のもぎき恐竜パークなどの様々な地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして、交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(イ) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業				
		移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を目的として、移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営、移住者に対する補助金制度の実施、地域の様々な魅力や移住に関する情報の一元的な発信を行う。	市	移住者を増加させ、人口減少の抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立			
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担金」 ・のもぎき水仙まつり ・野母崎地区活性化イベント 地域活性化団体など（商工会・漁協・農協など）で実行委員会などを組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催する。 また、地域の資源を生かした魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。	
					過疎地域活性化事業費負担金 基金積立

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

集落は、離島の池島地区と5本の二級河川の流域とその河口付近に集中しているほか、中山間部にも多く散在して広範囲にわたっている。池島炭鉱の閉山後、人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

外海地区には、平成30年7月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産や池島炭鉱体験施設などの様々な地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(イ) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

世界文化遺産、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事 業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業」 地域の資源を生かした魅力 発信を行い、交流人口の拡大 や地域活性化を図るとともに 関係人口を拡大し定住につな げる。	市	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
		過疎地域活性化事業基金積立		
		「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域活性化団体など（商工 会・漁協・農協など）で実行委 員会などを組織し、地域の活 性化、少子化対策、地域間交流 の拡大のため、イベントを開 催することで関係人口を拡大 し、定住につなげる。	実行 委員 会 ・ 地域 活動 団体	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

集落は、蚊焼地区、晴海台地区、為石地区、川原地区を中心に広がっている。若年層の転出や大型団地の充足率の高まりなどにより平成7年をピークに人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

地域コミュニティ連絡協議会設立地区においては、同協議会と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要があり、また未設立地区においては設立に向けて支援を実施しつつ、地域の各種団体と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(イ) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域において、地域コミュニティ連絡協議会や地域の各種団体での地域協力活動を行いながら、定住定着を図り、地域力の維持強化を行う。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進 事業」 長崎市への移住者の増加 を目的として、移住に関する ワンストップ窓口「ながさき 移住ウェルカムプラザ」の運 営、移住者に対する補助金制 度の実施、地域の様々な魅力 や移住に関する情報の一元 的な発信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事 業基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負 担金」 地域活性化団体など（商工 会・漁協・農協など）で実行 委員会などを組織し、地域の 活性化、少子化対策、地域間 交流の拡大のため、イベント を開催することで関係人口 を拡大し定住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。
	過疎地域活性化事業費負担 金基金積立			

(4) 他の市町村との連携 [6 地区共通]

各地区への移住を促進するため、県及び県内全21市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、他自治体と連携し、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、AI技術などの導入による移住施策全体のデジタル化を図り、より幅広い移住希望者の掘り起こしや効率的な移住・就職相談支援、データに基づく効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開する。

また、リモートワークやワーケーションなどの多様な働き方が進展し、仕事より生活を重視する考え方への意識変化、人口密度の高い都市部から安全な地方への関心の高まりなどにより、若い方を中心に、地方回帰の機運が高まっている。県及び県内21市町で連携し、「リモートワーク in 長崎」として情報発信や相談機能の整備を行うなど、リモートワ

ークやワーケーションの受入を積極的に行い、「転職なき移住」も含めた移住の実現や将来的な移住者となりうる関係人口の拡大につなげていく。

3 産業の振興

【基本方針】

学卒者などの若年層の流出は、過疎地域の人口減少の大きな要因となっていることから、産業振興による雇用の創出を図り、若年者層の移住・定住、就業促進を図ることを促進することは喫緊の課題となっている。そのため、それぞれの過疎地域の特性を十分活かしながら、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、地場企業の成長促進、地場産業の振興、企業誘致、スタートアップ及び新規分野進出の創出の促進、商業の振興、地域資源を活用した観光振興、製品のブランド化などに取り組み、雇用の場と所得の確保・向上を図る。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 水産業

漁業については、沿岸漁業が主流を占め、一本釣り、磯建網・刺網漁業などによるイセエビ・タイ・イカなどの漁獲経営であるが、小型漁船での操業が中心で、漁業従事者数の減少、高齢化、後継者不足、漁獲量の減少、魚価の低迷など多くの課題に直面している。

イ 企業誘致

基幹製造業（造船）の企業が立地しており、雇用の受け皿となり地域振興に寄与しているが、新たな企業誘致については、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

ウ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などを確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、当該地区にある大手造船所の操業の縮小に伴い、多くの協力企業も大変厳しい経営状況となっている。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援などを実施し、また、商工会や関係団体、行政が連携し、経営の多角化や域外への販路開拓の取組みの支援を行い、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

エ 観光・レクリエーション

香焼総合運動公園など自然の特性を活かした観光資源に恵まれている。また、「ながさきみなみ香焼チューリップまつり」は、地区の特性あるイベントとして実施されており、今後とも広報宣伝活動などの推進を図る必要がある。

オ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

カ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性はある。

(2) その対策

ア 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合などに対し積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。

イ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

ウ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

エ 観光・レクリエーション

- (ア) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設などの適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。

オ 港湾施設

港湾施設の防災機能などを充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設などの整備促進に努める。

カ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業				
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への 研修費などの支援及び研修を 終了し、独立した際の漁業経 費の支援を行うことにより、 地域での漁業就業者の確保を 図る。	市	就業者を確保し、 漁業振興を図る。	
		新規漁業就業促進事業基金積 立			
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚 種の放流に係る経費の一部を 助成することで、つくり育て る漁業の振興を図る。	漁業 協同 組合 等	水産資源の回復・ 管理を推進し、 漁業振興を図る。	
		水産種苗放流事業基金積立			
		「持続可能な新水産業創造事 業」 漁協及び漁業者が実施する 機材、機器類の整備に対する 費用の支援を行うことで、漁 業所得の向上及び経営力強化 を図る。	漁業 協同 組合 等	漁業所得の向上 及び経営力強化 し、漁業振興を 図る。	
	観光	「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベ ントなどを実施することで地 域の魅力発信を行い、交流人 口の拡大や地域活性化を図る とともに関係人口を拡大し、 定住につなげる。	市	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し定住 につなげる。	
	(11) その他				
	港湾	県施行（港湾）県単独事業		県	
		社会資本整備総合交付金		県	

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 農業

耕作地が傾斜地で、土壌が砂質土・粘質土のやせ地であるため、一戸当たりの耕作面積は少なく、自家用の野菜栽培を行う程度であり、遊休農地も増加している。

このため、農作物は地域外への依存度が高いが、今後、遊休農地の活用などにより、地域内での栽培の推進が必要である。

イ 水産業

漁業については、沿岸漁業が主流を占め、一本釣り、磯建網・刺網漁業などによるイセエビ・タイ・イカなどの漁獲経営であるが、漁業従事者の減少、高齢化、後継者不足、小型漁船での操業、漁獲量の減少、魚価の低迷など多くの課題に直面している。

漁港は、漁業生産の中核施設であり、台風などの荒天時の漁船の安全確保を図るため、漁港拡大・防波堤の延長など第一種漁港としての整備が行われてきた。

ウ 企業誘致

県外リゾート企業が立地しており、雇用の受け皿となり地域振興に寄与しているが、新たな企業誘致については、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

エ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。

さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などの確保をすることが困難になる状況が発生している。

また、当該地区には、大型の観光宿泊施設があり、当該施設を訪れる観光客等を取り込んだ消費拡大の取組みが期待される。

このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

オ 観光・レクリエーション

長崎港口に位置する伊王島地区は、中心部より車で約30分、海上交通機関で19分という至近距離にあり、自然景観・歴史的遺産・伝統行事・レクリエーション行事など多彩な観光資源がある。今後とも都心部に近いという優位性を活かしながら、伊王島海水浴場やリゾート施設「i+Land nagasaki」を中核として観光の振興を図る必要がある。また、伊王島灯台公園は住民及び来訪者の憩いの場として活用されている。さら

に、地域住民や団体等が主体となってイベントに取り組む「伊王島フェスタ」の開催やグリーンツーリズムの推進により、交流人口の拡大による地域活性化を図る。

カ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

キ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

(2) その対策

ア 農業

遊休農地の有効利用を図り、地域内での栽培を推進する。

イ 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (オ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (カ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (キ) 漁港の整備及び機能強化を図る。

ウ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

エ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

オ 観光・レクリエーション

- (ア) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (エ) 海水浴場交流施設等の適正な維持管理及び利用促進を図る。

カ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

キ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション			
		伊王島海水浴場交流施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への研修費等の支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	市	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
	「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状を把握し、機能保全計画書を作成することで計画的に維持補修を行い、安全な漁港利用及び漁業活動に寄与し、地域の振興につなげる。	市	安全な漁港利用、漁業活動に寄与し、地域振興につなげる。	

		漁港施設機能保全事業基金積立		
		<p>「旬の魚イベント拡大支援事業」</p> <p>旬の魚をメインとした直売イベント及び旬の魚の料理メニューを料理店で一定期間提供するフェア開催経費の支援を行うことにより、ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。</p>	市	ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。
		旬の魚イベント拡大支援事業基金積立		
		<p>「持続可能な新水産業創造事業」</p> <p>漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。</p>	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化し、漁業振興を図る。
		<p>「水産資源再生事業」</p> <p>磯焼けによる藻場の減少を抑えるために設置した人工藻場礁・漁礁への海藻や水生生物の着生状況を調査し、資源量の減少が著しいイセエビの資源回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。</p>	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
	観光	<p>「グリーンツーリズム推進事業」</p> <p>地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取り組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		

		<p>「伊王島海水浴場交流施設運営事業」</p> <p>伊王島海水浴場交流施設の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		<p>「観光施設等ライトアップ事業」</p> <p>夜景の更なる魅力向上を図るため、地域のランドマーク施設のライトアップに係る照明施設の維持管理を行う。</p>	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		観光施設等ライトアップ事業 基金積立		
		<p>「過疎地域魅力向上事業」</p> <p>地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。</p>	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。
	(11) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 農業

農地が狭く、農業従事者も高齢化し、自家用の野菜栽培を行う程度であり、農業生産基盤は極めて弱い状況にある。

炭鉱住宅解体跡地を利用して、高島フルーティトマトのハウス栽培を行っており、従来の第3セクター方式を改め、規制緩和措置適用を受け、企業参入により経営がなされている。今後は、生産性の向上を図る必要がある。

イ 水産業

県内屈指の好漁場として知られる五島灘に面し、沿岸漁業の基地としては最も恵まれた好条件下にありながら、現在、行われているのは一本釣り、刺網、その他の漁業(かご、つぼ)の漁船漁業となっており、その規模は小さい。

平成9年9月、漁業協同組合の経営基盤の強化を図るため、高島地区、香焼地区、伊王島地区の漁業協同組合が合併し、新たに西彼南部漁業協同組合として発足した。この合併に伴い、販売力の強化など事業の拡大や経営の健全化、水産振興策などを積極的に推進している。

また、漁港施設の老朽化などに伴い、施設整備を図る必要がある。

ウ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

エ 商工業

高島は離島地区であり、食料品の安定的な供給を目的として、公設市場が設置されているが、事業者も少なく、施設も老朽化している。公設市場以外にも小売業者が数店あるが、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、都心部の大型店やインターネット販売の利用が進み、島外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

当該地区には、北溪井坑と軍艦島の二つの世界遺産があり、高島フルーティトマト等の地元特産品もある。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

オ 観光・レクリエーション

グラバー別邸跡、日本で最初の蒸気機関を導入した洋式炭坑があった世界文化遺産の構成資産の1つである「高島炭坑(北溪井坑跡)」、オランダ式三角溝、石炭資料館などの

観光資源があり、これらを結びつけた活用が必要である。

また、「端島炭坑（軍艦島）」が世界文化遺産の構成資産として注目を集めていることから、軍艦島上陸クルーズなど、観光資源として活用しながら、磯釣り公園、海水浴場、多目的運動公園、海水温浴施設などの既存資源と組み合わせた観光の振興、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る必要がある。なお、日本の水浴場８８選に選定された海水浴場では夏期に「UMIBOUZ IN 高島」を開催している。

一方、島内において宿泊可能な施設である「しまの宿五平太」は老朽化が進み、また、収容能力も小さいことから、観光振興を図るうえで機能的に十分とはいえない。

カ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

キ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

(2) その対策

ア 農業

- (ア) 遊休地の有効利用を図る。
- (イ) 高島トマトの生産向上を促進する。

イ 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (オ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (カ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (キ) 漁港の整備及び機能強化を図る。

ウ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

エ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

オ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (4) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などのソフト事業の展開を図る。
- (9) 世界文化遺産として注目を集めている「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」、「高島炭坑（北溪井坑跡）」、その周辺及び関連する遺産等の活用を図る。
- (エ) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (オ) 飛島磯釣り公園、海水浴場、キャンプ場等の適正な維持管理及び利用促進を図る。
- (カ) 宿泊機能の充実を図る。

カ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

キ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		飛島磯釣り公園施設整備事業	市	
		高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業	市	
		端島見学施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「離島漁業再生支援交付金」 高島地区の漁業集落において、種苗放流、産卵場・育成場の整備、漁場監視、新たな漁具・漁法の導入など、漁場の生産力向上及び漁業の再生に関する	漁業 集落	漁場の生産力向上及び漁業再生を実施し、漁業振興を図る。

		実践的な取組みを実施することにより、地域漁業の振興を図る。		
		離島漁業再生支援交付金基金積立		
		「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	市	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状を把握し、機能保全計画書を作成することで計画的に維持補修を行い、安全な漁港利用及び漁業活動に寄与し、地域の振興につなげる。	市	安全な漁港利用、漁業活動に寄与し、地域振興につなげる。
		漁港施設機能保全事業基金積立		
		「南風泊漁港浮棧橋撤去事業」 南風泊漁港内において、老朽化により沈没した浮棧橋について、安全確保のため港内より撤去を行う。	市	安全な漁港利用、漁業活動に寄与し、地域振興につなげる。
		「持続可能な新水産業創造事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化し、漁業振興を図る。

観光	「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	グリーンツーリズム推進事業 基金積立		
	「高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場運営事業」 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場の老朽化した設備等の更新や撤去等を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	「飛島磯釣り公園運営事業」 飛島磯釣り公園の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。
	(1) その他		
港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
	社会資本整備総合交付金	県	

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業従事者の高齢化、兼業化が進む中で、急傾斜地の狭隘な耕地で機械化による省力化が難しいため、遊休農地が増加するなど極めて生産性の低い条件にある。このような中で、農村地域の生活環境の整備を推進し、農業の安定就業と定年帰農者など担い手の確保・育成に努め、地域社会の活性化を行う必要がある。

現在は、地域特性である温暖な気候を利用した有利な特産作目の産地化を図るため、「びわ」や水仙などの「花き」を中心としており、共販体制の強化や直売所出荷型農業の推進を行っている。

イ 林業

森林面積は1,071haで、地区総面積の51%を占めているが、森林のほとんどが雑木林で、民有林の人工林はわずか112haにすぎない。本地区では、昭和50年度から森林総合研究所との分収造林契約を締結し、これまで高浜地区を中心に58haの造林を行い生育も順調であるが、まだ保育を必要とするものが多く、良質材生産には間伐や枝打ち等が必要不可欠である。なお、作業道の整備を促進し、機械化による間伐材等の搬出を行い森林資源の有効活用を図る必要がある。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進及び水源をかん養するために必要な森林の造成を行うことは、極めて重要となっている。

生産組織としては、林業従事者の高齢化、労働条件の厳しさ及び収益が不安定なことによる後継者不足が深刻な状況にある。このため、林業の活性化、農山村の生活環境の改善を図るためにも道路網の整備を推進する必要がある。

ウ 水産業

古くから水産業を基幹産業として栄えてきた地区であるが、近年の水産業を取り巻く環境は、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足など過疎化の進行とともに就業者は減少を続けている。現在も依然として水産業が基幹産業としての地位を保っているが、漁業従事者が減少しており、漁獲量及び漁獲高も減少している。

地区の発展を図る上から水産業の振興は重要な課題であり、水産業を取り巻く状況の変化に的確に対処し、今後とも地区の基幹産業としての役割を果たしていくためには、行政・漁協・漁業者が一体となって、それぞれの分野で役割を分担して、水産資源の回復に向けた周辺海域の漁場整備と環境調査の推進、多様化する消費者ニーズの動向に即応しうる情報・生産・流通・加工体制の確立、漁業地区の生活環境の整備、漁港・港湾の機能の多様化、複合水産関連施設の整備といった課題に統合的に取り組んでいく必要がある。

地区内には、煮干をはじめ蒲鉾、塩干、珍味の水産加工業が営まれているが、今後は地区内生産物の付加価値の向上と高度利用を図るため、地元で生産される魚類、海藻類を原料とした加工品の研究も必要であり、新たな加工品の開発が望まれる。さらに、通年加工体制づくりのため、塩干加工品等の販売体制も大きな課題である。

また、漁港施設の老朽化などに伴い、施設整備を図る必要がある。

エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

このような状況であるが、長崎のもぎき恐竜パークや温泉宿泊施設の開業、また、移住者による飲食店の新規出店もあり活性化への動きもみられる。

工業については、小規模の造船所や食料品製造業などが立地している。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

カ 観光・レクリエーション

令和3年10月にオープンする長崎のもぎき恐竜パーク、権現山展望公園、樺島灯台公園、祇園山公園など、自然の特性を活かした観光資源に恵まれている。

また、水仙まつりや伊勢エビまつりは、地区の特性あるイベントとして実施されており、今後とも広報宣伝活動等の推進を図る必要がある。

さらに、令和3年度リニューアルオープンの温泉宿泊施設「Ocean Resort Nomon 長崎」は、野母崎地区における滞在型観光の拠点なり得る施設であり、今後は、この施設と地区内の観光施設との観光ルートを設定するとともに、漁業、農業など地場産業と組み合わせた体験型の観光を推進する必要がある。

そのほか、一般国道499号や主要地方道野母崎宿線の整備と併せて、端島に上陸可能な観光船も就航し、本地区の観光に明るい材料が整いつつあるため、さらに特色ある観光地づくりに努める必要がある。

公園など観光施設の基盤整備は進んでいるが、長崎のもぎき恐竜パーク内の水仙の丘は、今後も適正な維持管理に努める必要がある。

また、高浜海水浴場は、野母崎地区の観光拠点であるが、近年は、海水浴の客離れが進んでいるため、一年を通じて海を楽しめる野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）を平成26年に整備している。地元雇用の確保に努めていくとともに、グリーンツーリズムによるさらなる交流人口の拡大による地域の活性化を図る必要がある。

キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

(2) その対策

ア 農業

- (ア) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (イ) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。
- (ウ) 農産物の販路拡大を推進する。

イ 林業

- (ア) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (イ) 林業後継者の確保・育成と林業団体の育成を図る。
- (ウ) 林道、作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (エ) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

ウ 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (オ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (カ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (キ) 漁港の整備及び機能強化を図る。
- (ク) 養殖業の振興を図る。

エ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

カ 観光・レクリエーション

- (ア) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 長崎のもぎき恐竜パークの整備及び適正な維持管理を行う。
- (エ) 長崎のもぎき恐竜パークの活性化のため、水仙の適正な維持管理を行う。
- (オ) 野母崎高浜海岸交流施設(高浜アイランド)の適正な維持管理及び利用促進を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	水産業	水産資源再生事業	市	
	(2) 漁港施設			
		地方創生港整備交付金事業	市	
		野野串漁港漁村再生交付金事業	市	
		水産業費負担金	県	
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		野母崎田の子地区再整備事業	市	
		野母崎高浜海岸交流施設整備事業	市	
		長崎のもぞき恐竜パーク運営事業（軍艦島資料館）	市	
		野母漁港浮棧橋整備事業	市	
		長崎のもぞき恐竜パーク整備事業	市	
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）脇岬ふれあい公園	市	
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）権現山展望公園	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
		「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への研修費等の支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費	市	就業者を確保し、漁業振興を図る。

		の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。		
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業 協同 組合 等	水産資源の回復・ 管理を推進し、 漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状を把握し、機能保全計画書を作成することで計画的に維持補修を行い、安全な漁港利用及び漁業活動に寄与し、地域の振興につなげる。	市	安全な漁港利用、 漁業活動に寄与 し、地域振興に つなげる。
		漁港施設機能保全事業基金積立		
		「漁業環境改善事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流や藻場の回復促進に係る経費を助成することで、漁業の振興を図る。	漁業 協同 組合	水産資源の回復・ 管理を推進し、 漁業振興を図る。
		「持続可能な新水産業創造事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業 協同 組合 等	漁業所得の向上 及び経営力強化 し、漁業振興を 図る。
		「水仙促成栽培事業」 水仙の販売期間を長くし、最盛期である12月～1月出荷で有利に販売を行うため、水仙の促成栽培に必要な球根の高温処理、球根の養成及び掘り取り事業に対して費用の一部を助成することで、水仙栽培の振興を図り、野母崎地	農業 協同 組合 ・ 農業 者団 体	水仙栽培を振興 し、農業振興を 図る。

		区の農業の振興を図る。		
		水仙促成栽培事業基金積立		
		「のもざき伊勢エビまつり開催費負担金」 野母崎地区で伊勢エビまつりを開催することで、伊勢エビの地産地消を推進し、地域の活性化・地場産業の振興を図る。	実行委員会	地産地消を推進し、地域活性化・地場産業の振興を図る。
		のもざき伊勢エビまつり開催費負担金基金積立		
	観光	「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取り組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		
		「野母崎高浜海岸交流施設運営事業」 野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）の適正な維持管理を行い、野母崎地区における観光スポット、グルメ、イベントなどの季節の情報の発信基地として、交流人口拡大による地域の振興を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		「長崎のもざき恐竜パーク運営事業」 長崎のもざき恐竜パークの	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。

		老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。		る。
		長崎のもぞき恐竜パーク運営事業基金積立		
		「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 農業

平地が少なく、急傾斜地に耕地が点在し、農地条件としては恵まれておらず、経営規模も零細である。一方、他産業への労働力流出と兼業化等の進行は、農業労働力の減少と高齢化、後継者不足を招き、遊休農地が増えている。また、農地については、所有者の資産的保有意識が強く、農地の流動化による規模拡大を阻害している。

このような厳しい状況の中、ぶどうや施設花き等の農業経営が行われ、また、都市住民を対象とした農業体験や加工体験などのグリーンツーリズムの活動も活発に行われている。

また、棚田保全を支援する取組み（棚田オーナー制度など）を行っており、棚田地域の農業従事者の高齢化・担い手不足を補完し、棚田保全の継続と棚田地域の活性化を図っている。

また、外海地区に自生し、最近になって伝統がありながら新種の果実と判明した香酸柑橘「ゆうこう」について、特産品として活用するため、生産や加工品開発などの取組みが行われている。

そのほか、道の駅夕陽が丘そとめにおいて、地場産品を使った商品、料理の提供、施設の整備を行うなど、地域農業の活性化に向けた取組みを推進する必要がある。

イ 林業

森林面積は、3,133haで地区総面積の約67%を占めている。

民有林の人工林は928haで、まだ保育を必要とするものが多く、良質材生産には間伐や枝打ち等が必要不可欠である。

なお、森林基幹道西彼杵半島線が開設され、それを起点とした作業道の整備を促進し、機械化による間伐材等の搬出を行い森林資源の有効活用を図る必要がある。

また、自然林については、パルプ材や木炭生産等経済的機能のほか、自然環境の保全や防災、保健休養など公益的機能を果たす役割は極めて重要であり、併せて整備する必要がある。

生産組織としては、森林組合、生産森林組合があるが、林業従事者の高齢化、労働条件の厳しさ及び収益が不安定なことによる後継者不足が深刻な状況にある。このため、林業の活性化、農山村の生活環境の改善を図るためにも道路網の整備を推進する必要がある。

ウ 水産業

急激な社会経済の変化の中で、就業者の高齢化と後継者の不足が深刻な問題となっている。水産資源の確保は、沿岸漁業に依存する本地区水産業にとって極めて重要な問題であり、現在、漁業協同組合等による藻場回復の取組みや種苗放流など積極的に対策を推進している。

また、漁港施設の老朽化などに伴い、施設整備を図る必要がある。

エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

外海地区には、離島である池島があり、食料品の安定的な供給を目的として、公設市場が設置されているが、市場内で営業する事業者も少なく、施設も老朽化している。

工業については、長崎市唯一の酒造メーカーも立地している。

また、当該地区には、世界遺産である外海の出津集落と大野集落（長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産）や遠藤周作文学館などがある。

このような中、商工会を中心に販売促進事業、商品開発、専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

カ 観光・レクリエーション

歴史的背景を持つ国及び県指定の文化財・史跡はもとより、県立自然公園の美しい自然景観など観光資源に恵まれている。

一方、大中尾棚田火祭りや神浦川河川公園で開催される鯉・来い祭りなど住民参加型のイベントやグリーンツーリズム活動等についても年々充実し、観光資源としての役割が期待されている。

このような中、外海にある「外海の出津集落」、「外海の大野集落」は、世界文化遺産の構成資産としての活用が必要である。このため、長崎市中心地と外海地域の交通アクセス及び外海地域内の周遊促進につながる二次交通対策を行う必要がある。

また、池島地区での炭鉱遺構の活用は、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」と関連した新たな観光資源としての可能性を大いに秘め、ヘリテージ・ツーリズム（地域の産業遺構や遺産を活用し、ガイドの案内等を通じて学習・交流する観光の形態）の場として、地域活性化も期待できる。

宿泊施設が不足しているため、本地区への入り込み客のほとんどが通過型であり、地域経済への波及効果は極めて小さく、優れた観光資源を有しながら地域経済の活性化に活かしきれていない。

今後は、これらの地域資源を有効に活かし、また、情報発信の拠点である道の駅夕陽が丘そとめや地域の事業者において、地場産品を使った商品、料理の提供などに取り組みながら、交流人口の増加を促すとともに、地元経済に貢献できる観光施策の推進に向けて創意工夫が求められている。

当地区は、多様な美しい景観を呈しており、黒崎永田湿地自然公園や神浦川河川公園などの公園・緑地は環境の保全、住民の憩いの場、レクリエーションの場、景観形成、災害時の緩衝地帯などに活用されている。

キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

(2) その対策

ア 農業

- (ア) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (イ) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。
- (ウ) 体験型農業の推進を図る。
- (エ) 道の駅の機能拡充・整備を図る。

イ 林業

- (ア) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (イ) 林業後継者の確保・育成と林業団体の育成を図る。
- (ウ) 林道、作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (エ) 木炭、ハラン等の林間作物の生産・販路拡大を図る。
- (オ) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

ウ 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (オ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (カ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (キ) 漁港の整備及び機能強化を図る。

エ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

カ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、宿泊施設や観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (4) 観光ルートの開発及び域内周遊手段の確保や体験型観光の推進などソフト事業の展開を図る。
- (7) 体験型観光の施設について、適正な維持管理を行う。
- (エ) 道の駅や公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (オ) 農業体験を活用したグリーンツーリズムの推進を図る。
- (カ) 世界文化遺産として注目を集めている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」、その周辺及び関連する遺産等の活用を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	担い手農家支援特別対策事業 費補助金	農業 者等	
	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	道の駅夕陽が丘そとめ施設整備事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		黒崎永田湿地自然公園整備事業	市	
	そとめ神浦川河川公園整備事業	市		

		市民交流施設整備事業 外海 ふるさと交流センター	市	
		池島中央会館施設整備事業	市	
		道の駅夕陽が丘そとめ整備事 業	市	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への 研修費等の支援及び研修を終 了し、独立した際の漁業経費 の支援を行うことにより、地 域での漁業就業者の確保を図 る。	市	就業者を確保し、 漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積 立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚 種の放流に係る経費の一部を 助成することで、つくり育て る漁業の振興を図る。	漁業 協同 組合 等	水産資源の回復・ 管理を推進し、 漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状 を把握し、機能保全計画書 を作成することで計画的に維持 補修を行い、安全な漁港利用 及び漁業活動に寄与し、地域 の振興につなげる。	市	安全な漁港利用、 漁業活動に寄与 し、地域振興に つなげる。
		漁港施設機能保全事業基金積 立		
		「旬の魚イベント拡大支援事 業」 旬の魚をメインとした直売 イベント及び旬の魚の料理メ ニューを料理店で一定期間提 供するフェア開催経費の支援 を行うことにより、ながさき の魚の認知度向上、消費拡大、 魚価の安定及び地域の活性	市	ながさきの魚の 認知度向上、消 費拡大、魚価の 安定及び地域の 活性化・地場産 業の振興につな げる。

		化・地場産業の振興につなげる。		
		旬の魚イベント拡大支援事業 基金積立		
		「持続可能な新水産業創造事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業 協同 組合 等	漁業所得の向上及び経営力強化し、漁業振興を図る。
		「道の駅夕陽が丘そとめ運営事業」 道の駅夕陽が丘そとめにおいて、老朽化した施設や備品の整備又は更新を行い、提供品の充実、安全の向上等を図ることにより、来訪者を増やし、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		道の駅夕陽が丘そとめ運営事業 基金積立		
	観光	「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取り組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業 基金積立		
		「池島炭鉱体験施設運営事業」 九州最後の炭鉱の島「池島」の炭鉱施設を産業遺産観光として活用し、日本の近代化を支えてきた石炭産業の現場を体験することで、市民の文化の向上とともに、交流人口拡大による地域活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。

		池島炭鉱体験施設運営事業基金積立		
		「外海ふるさと交流センター運営事業」 外海ふるさと交流センターの老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		「池島中央会館運営事業」 池島中央会館の老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。
	(11) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 農業

「びわ」などの果樹類や「キンギョソウ」「トルコギキョウ」などの花き類の生産が盛んな地区であり、上記以外の果樹類・野菜類等は同地区内の直売所へ出荷されている。これらの農作物を中心とした農業振興を推進する必要がある。

また、農地については、基盤整備がされた農業団地や比較的平坦でまとまった土地があり、良好な農業生産基盤が確保されている一方で、土壌条件が悪く放任園となっている箇所も多い。このような中で、農村環境における農業生産基盤整備の維持・保全に努めるとともに、意欲ある経営体、担い手の育成・確保が主要な課題となっている。

地区内には、(一財)長崎市地産地消振興公社が設置されており、農地の流動化や担い手育成など、地域農業の活性化に向けた取組みを行っている。

イ 林業

森林面積は、1,094haで地区総面積の約50%を占めている。民有林の人工林は328haである。

また、本地区では、長崎県や(公社)林業公社による分収造林契約に基づき、適正な森林施業・管理が行われている。

ウ 水産業

漁業については、クロマグロやマダイなどの養殖が行われているほか、沿岸漁業において、一本釣り、定置網、刺網漁業などにより、タチウオ・ブリ・タイなどが水揚げされている。

本地区においては、水産資源の減少や魚価の低迷により、漁業経営が厳しくなっており、種苗放流や漁場環境改善の取組みにより水産資源の回復に努めているものの、漁業従事者数の減少、高齢化、後継者不足等の多くの課題に直面している。

また、漁港施設の老朽化などに伴い、施設整備を図る必要がある。

エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などを確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、近隣地区にある大手造船所の操業の縮小に伴い、多くの協力企業も大変厳しい経営状況となっている。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援などを実施し、また、商工会や関係団体、行政が連携し、経営の多角化や域外への販路開拓の取組みの支援を行い、地域の商業・工業の維持・活性化に

取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

カ 観光・レクリエーション

豊かな自然とキャンプなどのアウトドアも楽しめる川原大池公園や、運動場とテニスコートが併設し、多目的な利用が可能な元宮公園など、自然を活かした観光資源とレクリエーション施設に恵まれている。

また、長崎のもぎき恐竜パークへのルート沿いに位置する「みさき駅さんわ」は、新鮮な農産物や「蚊焼包丁」などの地元特産品を販売しており、連日多くの客で賑わっている。

さらに、「サン・サン・みなみフェスティバル」や「さんわ夏まつり」、「為石祇園祭」など地区の特性を活かしたイベントが実施されており、地区外から大勢の方が訪れている。

今後とも広報宣伝活動を推進するとともに、これらの地域資源を活用しながら、交流人口の拡大による地域活性化を図る必要がある。

キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

(2) その対策

ア 農業

- (ア) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (イ) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。

イ 林業

- (ア) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (イ) 作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (ウ) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

ウ 水産業

- (ア) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。

- (オ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (カ) 漁港の整備及び機能強化を図る。
- (キ) 養殖業の振興を図る。

エ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

カ 観光・レクリエーション

- (ア) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、宿泊施設や観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 直売所や公園の機能を活かした整備、適正な維持管理及び利用促進を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能などを充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業新規参入促進事業費補助金	農業 者等	
		担い手農家支援特別対策事業費補助金	農業 者等	
	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
		為石漁港農山漁村地域整備交付金事業	市	
		漁港施設機能保全事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		公園等施設整備事業(公園施設長寿命化) 元宮公園	市	

		公園等施設整備事業(公園施設長寿命化) 三和記念公園	市	
		公園施設整備事業(公園施設長寿命化) 晴海台第3公園ほか	市	
		三和農水産物加工直売所施設整備事業	市	
(10)	過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への研修費等の支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	市	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状を把握し、機能保全計画書を作成することで計画的に維持補修を行い、安全な漁港利用及び漁業活動に寄与し、地域の振興につなげる。	市	安全な漁港利用、漁業活動に寄与し、地域振興につなげる。
		漁港施設機能保全事業基金積立		
		「持続可能な新水産業創造事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化し、漁業振興を図る。
		「農業振興団体支援事業」 農地流動化及び農業の担い手育成等の事業を実施する農業振興団体の支援をすることにより、農業及び地域の振興を図る。	農業振興団体等	農地流動化及び農業の担い手を育成することにより、農業及び地域の振興を図る。

		農業振興団体支援事業基金積立		
		「水産資源再生事業」 磯焼けによる藻場の減少を抑えるために設置した人工藻場礁・漁礁への海藻や水生生物の着生状況を調査し、資源量の減少が著しいイセエビの資源回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
	観光	「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

(4) 産業振興促進事項 [6 地区共通]

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
香焼地区、伊王島地区、高島地区、野母崎地区及び外海地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	
三和地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
各地区(2)その対策のとおり

(5) 他の市町村との連携 [6 地区共通]

長崎広域連携中枢都市圏（長崎市・長与町・時津町）において、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図り、活力ある社会経済を維持するとともに、魅力ある都市圏の形成を目指す。

4 地域における情報化

【基本的方針】

I o T、A I、5 Gなどに代表される次世代を担う情報技術の急速な進展を背景に、市民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現が求められている一方で、人口減少・少子化、高齢化の進行、2040年問題への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現、地方創生が喫緊の課題となっている。

については、2040年問題をはじめ、中長期的な視点から、過疎地域が直面する地域課題をしっかりと認識し、あらゆる分野において、積極的かつ能動的にICTの利活用による課題解決、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を実行し、市民の豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる、Society 5.0の実現を目指す。

【6 地区共通】

(1) 現況と問題点

ア 通信及び情報化

災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。

防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するため、その他の情報伝達手段を含めた整備を進める必要がある。

また、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線の環境整備が進んでいない地域があり、地域間での情報格差が課題となっていたが、市内全域に超高速インターネットサービスが提供できるよう、令和3年度に環境を整備し、地域間での格差の是正を図っている。

イ デジタル技術活用

光回線の環境整備が一定整うことで、今後は地理的・地勢的な条件不利を感じることなく、豊かで質の高い生活を送ることが出来るよう、様々な分野においてICTの利活用による取組みを推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 通信及び情報化

(ア) 防災行政無線の維持管理及び情報伝達手段の充実を図る。

(イ) 超高速インターネット環境を活かしたワーケーション、デジタル技術(AIやロボット等)を活用したSociety 5.0の実現に向けた取組みなどを促進する。

イ デジタル技術活用

効率的な医療・保健・福祉サービスの提供、防災・減災対策の強化や、教育のICT化のほか、5G、AI、IoT、ドローン等を活用した新産業、新サービスの創出、製造

業・サービス産業等の生産性の向上、農林水産業の活性化、観光産業の振興など、あらゆる分野でのICT利活用の可能性を探りながら、便利で快適な暮らしの実現に向けた取組みの検討を進める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

【基本の方針】

過疎地域の多くは離島・半島という地理的に不利な条件にあり、交通体系は、生活と産業の最も重要な基盤であるため、多様な交通システムを、有機的な連携のもとに整備する。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

主要地方道香焼江川線、一般県道伊王島香焼線が地区の基幹道路であり、これらを起点として市道が分岐し、地区内の道路網を形成している。

この2路線は、一般国道499号から本地区、伊王島地区を結ぶ幹線道路であることから、適切な維持・管理が必要である。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所には人家が密集していることから、日常生活に密着した道路の狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、住民の生活環境の改善を図るとともに、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である

道路の整備状況(令和3年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	26,166m
改良済延長 B	19,290m
舗装済延長 C	25,467m
自動車交通不能延長 D	5,376m
改良率 B/A	73.7%
舗装率 C/A	97.3%
交通不能率 D/A	20.5%

イ 陸上交通

都心部までの距離は、約1.4kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約4.5往復運行しており、路線の一部区間は、補助金方式で運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院などを結ぶコミュニティバスを8便運行している。しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 道路の整備推進を図る。
- (イ) 交通安全施設の整備充実を図る。

イ 陸上交通

- (ア) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (イ) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (ウ) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道香焼町4号線道路改良事業	市	
		市道香焼町12号線道路改良事業	市	
		市道香焼町52号線道路改良事業	市	
		市道香焼町6号線道路改良事業	市	
		市道香焼町81号線道路改良事業	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）基金積立		
		「地域バス路線運行維持事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、地域バス路線の運行に対して支援を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
地域バス路線運行維持事業（香焼地区）基金積立				

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

一般県道伊王島線が縦貫し、この基幹道路を起点として多くの市道等が分岐し、地区内の道路網を形成している。

一般県道伊王島線は、地区の基幹道路として、未改良箇所を整備について県に働きかけていく必要がある。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所に人家が密集していることから、住民の生活環境の改善を図るため、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である。

また、伊王島大橋開通により本土化されたため、これを見据えた地区内道路の拡張等が必要である。

さらに、ゴールデンウィーク期間中などは、通常時に比べ、一時的に多くの車両が地域内に入り込むことが予想され、地区住民の日常生活への影響などが懸念される。

道路の整備状況(令和3年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	17,451m
改良済延長 B	9,170m
舗装済延長 C	17,120m
自動車交通不能延長 D	6,582m
改良率 B/A	52.5%
舗装率 C/A	98.1%
交通不能率 D/A	37.7%

イ 係留施設

伊王島港は本土と結ぶ唯一の玄関口であったが、平成23年3月に伊王島大橋が開通し、航路利用者は減少しているものの、安定した住民生活を守るため整備を行うとともに、観光客を誘致するため、景観整備及びターミナルの活用が不可欠である。

ウ 陸上交通

地区内の交通については、昭和37年から町営バス事業を行ってきたが、平成16年10月に町営バス事業を廃止し、民間事業者への補助金方式により運行が継続されている。現在、平日及び土曜日10便(日祝日8便)を運行し、住民の足として欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しや、今後の車両更新の時期に併せ、需要に応じた適切な車両規模への変更を行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

一方、伊王島大橋開通により、特に、観光を目的とした自動車による来訪者が増加したため、観光客等の地域内における移動手段を確保する必要がある。

また、平成23年3月の伊王島大橋開通後、民間事業者により、地域内外を結ぶ路線

バスの運行が開始され、現在、平日10便、土曜日11便及び日祝日9便が運行されている。

エ 海上交通

海上交通は、民間の定期航路として、長崎港～伊王島港～高島港間を1日8往復が運航されている。

伊王島大橋開通後は、航路利用者が減少しているものの、住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、定期航路の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 道路の整備推進を図る。
- (イ) 交通安全施設の整備充実を図る。
- (ウ) 伊王島大橋開通後の交通対策を実施する。

イ 係留施設

本地区の玄関口としての景観整備を図り、総合的な施設整備等を推進する。

ウ 陸上交通

- (ア) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (イ) 地域の需要に応じた運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

エ 海上交通

住民の足となる定期航路の維持を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道伊王島循環線道路改良事業	市	
		市道伊王島4号線道路改良事業	市	
		市道伊王島41号線道路改良事業	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
公共交通	「地域バス路線運行維持事業 (伊王島地区)」 地域住民の生活利便性の向	市	地域住民の生活 利便性の向上を 図る。	

		上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。		
		地域バス路線運行維持事業 (伊王島地区) 基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		離島航路維持対策事業基金積立		

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

一般県道高島線は、高島港を起点とし、島を一巡する基幹道路である。また、この道路から市道中腹循環線が分岐し、島の中腹部を一周している。

これらの基幹道路を起点として、市道や臨港道路などが分岐して地区内の道路網を形成している。

高島地区は、世界文化遺産の構成資産を有しており、来訪者の受入体制を強化するための道路整備も必要となっている。

一般県道高島線は、全線舗装され交通安全施設等もほぼ充足しているものの、地区の基幹道路として、未改良箇所の整備については、今後の検討課題である。中腹循環線は、改良整備が完了しているものの、生活・防災道路として、今後とも逐次整備が必要である。

その他の市道や臨港道路などについては、住民の日常生活に密着しており、生活環境の充実や産業振興を図るため、整備不十分な箇所等について、今後とも計画的な整備が必要である。

道路の整備状況(令和3年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	11,987m
改良済延長 B	7,747m
舗装済延長 C	11,987m
自動車交通不能延長 D	3,637m
改良率 B/A	64.6%
舗装率 C/A	100.0%
交通不能率 D/A	30.3%

イ 係留施設

離島である本地区にあつては、高島港は本土との玄関口であり、住民の生活物資、生活資材等あらゆる物資の搬入搬出港であるとともに、定期船の発着所でもあることから、安定した住民の生活を守るためには、施設等の整備を図る必要がある。

ウ 陸上交通

島内の交通については、民間事業者への補助金方式により島内循環バスが運行されている。現在、平日17便(土日祝日18便)を運行し、島民や来訪者の足として欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しや、今後の車両更新の時期に併せ、需要に応じた適切な車両規模への変更を行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

エ 海上交通

海上交通は、民間の定期航路として、長崎港～伊王島港～高島港間を1日8往復が運航されている。

日常生活に不可欠な移動手段であり、今後とも住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、定期航路の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 道路の整備推進を図る。
- (イ) 交通安全施設の整備充実を図る。

イ 係留施設

港湾の利便性と島の玄関口のイメージアップとしての景観整備を図り、総合的な施設整備等を推進する。

ウ 陸上交通

- (ア) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (イ) 地域の実態に応じた運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

エ 海上交通

住民の足となる定期航路の維持を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業				
		公共交通	「地域バス路線運行維持事業（高島地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、島内循環バスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
			地域バス路線運行維持事業（高島地区）基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。	

		離島航路維持対策事業基金積立		
--	--	----------------	--	--

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

一般国道499号と主要地方道野母崎宿線が縦貫し、一般県道樺島港脇岬線が本土と樺島を結んでいる。特に、一般国道499号は、本地区と市内中心部を結ぶ幹線道路であり、本地区の活性化と住民生活の向上を図る上からも重要な基幹道路である。これら基幹道路を起点として、多くの市道、農道などが分岐して地区内の道路網を形成している。

西側の一般国道499号は、道路整備が進められているものの、一部区間が未改良のまま残されていることから、整備について、県に働きかけていく必要がある。

東側の主要地方道野母崎宿線は、本地区と三和地区、茂木地区及び日見地区を經由して一般国道34号を結ぶ道路であり、道路整備が進められているものの、未改良区間が残されていることから整備について県に働きかけていく必要がある。

市道については、住民の日常生活に密着した道路として、狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、生活環境の充実を図る必要がある。

また、農道については、通作条件の改善を図るため、改良整備が必要である。

道路の整備状況(令和3年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	103,833m
改良済延長 B	29,432m
舗装済延長 C	98,995m
自動車交通不能延長 D	54,858m
改良率 B/A	28.3%
舗装率 C/A	95.3%
交通不能率 D/A	52.8%

イ 陸上交通

都心部までの距離は約26kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約25往復運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院及び学校などを結ぶコミュニティバスを10便運行している。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

また、待合環境についても、建物の老朽化や利用実態の変化が生じていることから、適切に対応する必要がある。

(2) その対策

ア 道路

(ア) 一般国道499号及び主要地方道野母崎宿線等の基幹道路の整備推進を働きかける。

(イ) 市道の整備推進を図る。

(ウ) 交通安全施設の整備充実を図る。

(エ) 農道の改良を図る。

イ 陸上交通

(ア) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。

(イ) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(ウ) 適切に待合環境を維持管理する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道高浜本線道路改良事業	市	
		市道野母崎樺島町1号線道路改良事業	市	
		市道野母崎樺島町2号線道路改良事業	市	
		市道高浜町24号線道路改良事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）基金積立		
その他	「バス待合所解体事業」 不要となったバス待合所は、老朽化して危険が生じる可能性があるため、解体することにより、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。	

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

一般国道202号、主要地方道神ノ浦港長浦線、一般県道池島循環線、一般県道扇山公園線等が基幹道路であり、これらを起点として、市道、農道、林道が分岐して地区内の道路網を形成している。

外海地区は、世界文化遺産の構成資産を有しており、来訪者の受入体制を強化するための道路整備も必要となっている。

一般国道202号は、本地区と市内中心部及び佐世保市を結ぶ幹線道路であり、整備はほぼ完了しているものの、大雨や台風によりたびたび被災が生じていることから、今後とも適切な維持・管理が必要である。

主要地方道神ノ浦港長浦線（一部市道神浦向町3号線と重複）は、神浦地区の基幹道路として、早期の改良整備が必要である。また、一般県道池島循環線及び一般県道扇山公園線は、地区の基幹道路として、未改良箇所の整備については今後の検討課題である。

市道については、集落が広域に分散し小規模な集落が多いことや、地形条件が厳しく改良単価が高額になることから、改良率が低い。このため、今後とも計画的な改良を行い、生活環境の充実を図る必要がある。

森林基幹道西彼杵半島線は長崎市と西海市を結ぶ広域林道であり、西彼杵半島地域の林業の振興及び地域の活性化のため必要である。

また、他の農林道については、通作条件の改善等を図るため、改良整備が必要である。

道路の整備状況(令和3年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	133,834m
改良済延長 B	64,566m
舗装済延長 C	131,093m
自動車交通不能延長 D	30,072m
改良率 B/A	48.2%
舗装率 C/A	97.9%
交通不能率 D/A	22.4%

イ 係留施設

離島である池島地区にあつては、池島港は本土（神ノ浦港など）と結ぶ唯一の玄関口である。安定した住民の生活を守るためには、施設等の整備を図る必要がある。

ウ 陸上交通

都心部までの距離は約30kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約14往復運行している。

都心部までのバスによる所要時間は、約1時間半程度を要する。路線バスは、住民の生活を守り、世界文化遺産登録を受けた構成資産へ来訪者が行く唯一の公共交通手段でもあることから、バスの存続は不可欠である。

また、地域内での生活を守るため、行政機関や病院及び学校などを結ぶコミュニティバスを外海地域及び池島地域でそれぞれ運行している。

しかしながら、コミュニティバスは、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

エ 海上交通

池島地区と本土地区とを連絡する海上交通は、民間の定期航路として、フェリーが、池島港～神浦港間を1日2往復、池島港～瀬戸港間を1日5往復、高速船が池島港～神浦港間を1日1往復が運航されている。

また、フェリーが減便されたことにより、池島港～神浦港間において、民間の不定期航路として、1日4往復運航されている。

日常生活に不可欠な移動手段であり、今後とも住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、航路の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 主要地方道神ノ浦港長浦線等の基幹道路の整備推進を働きかける。
- (イ) 市道の整備推進を図る。
- (ウ) 交通安全施設の整備充実を図る。
- (エ) 農林道の整備推進を図る。

イ 係留施設

港湾の利便性を図り、総合的な施設整備等を推進する。

ウ 陸上交通

- (ア) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (イ) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

エ 海上交通

住民の足となる航路の維持を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道上出津線道路改良事業	市	
		市道大野牧野線道路改良事業	市	
		市道永田町2号線道路改良事業	市	
		市道上黒崎線道路改良事業	市	

		市道永田町1号線道路改良事業	市	
		市道下黒崎町上黒崎町2号線道路改良事業	市	
		市道下大野町新牧野町1号線道路改良事業	市	
	(3) 林道			
		森林基幹道西彼杵半島線整備事業 林道開設	県	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（外海地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域コミュニティバス運行事業（外海地区）基金積立		
		「地域バス路線運行維持事業（外海地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、島内循環バスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域バス路線運行維持事業（外海地区）基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		離島航路維持対策事業基金積立		

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 道路

一般国道499号と主要地方道野母崎宿線が縦貫し、一般県道深堀三和線が本地区と香焼地区を結んでいる。特に、一般国道499号は、本地区と市内中心部を結ぶ幹線道路であり、本地区の活性化と住民生活の向上を図る上からも重要な基幹道路である。これら基幹道路を起点として、多くの市道、農道などが分岐して地区内の道路網を形成している。

西側の一般国道499号は、道路整備が進められているものの、一部区間が未改良のまま残されていることから、整備について、県に働きかけていく必要がある。

東側の主要地方道野母崎宿線は、野母崎地区から本地区、茂木地区及び日見地区を經由して一般国道34号を結ぶ道路であり、道路整備が進められているものの、未改良区間が残されていることから整備について県に働きかけていく必要がある。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所も多いことから、日常生活に密着した道路の狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、住民の生活環境の改善を図るとともに、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である。

また、農道については、通作条件の改善を図るため、改良整備が必要である。

道路の整備状況(令和4年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	117,672m
改良済延長 B	70,747m
舗装済延長 C	114,463m
自動車交通不能延長 D	26,463m
改良率 B/A	60.1%
舗装率 C/A	97.2%
交通不能率 D/A	22.4%

イ 陸上交通

都心部までの距離は、約14kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約64往復運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院などを結ぶコミュニティバスを4便運行している。しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (ア) 一般国道499号及び主要地方道野母崎宿線等の基幹道路の整備推進を働きかける。
- (イ) 市道の整備推進を図る。
- (ウ) 交通安全施設の整備充実を図る。

(エ) 農道の改良を図る。

イ 陸上交通

(ア) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。

(イ) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。

(ウ) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道蚊焼町川原町1号線道路改良事業	市	
		市道蚊焼町1号線道路改良事業	市	
		市道為石町24号線道路改良事業	市	
		市道晴海台町15号線ほか道路改良事業	市	
		旧為石浄水場周辺道路整備事業	市	
	(6) 自動車等			
	自動車	バス待合所	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（三和地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
地域コミュニティバス運行事業（三和地区）基金積立				

6 生活環境の整備

【基本的方針】

都市との交流を進め、若者をはじめとする定住を促進するためには、その受け皿となる魅力ある基礎的な生活環境の整備が不可欠であり、水道施設や生活排水処理施設については、過疎地域における住民生活水準の確保のため、効率的な整備を進めるとともに、適正かつ効率的な維持管理を図る。

また、気候変動による大雨の頻度増加、台風の大型化等に伴い災害が頻発化・激甚化している中、自助・共助・公助による災害に強い安全安心なまちづくりを目指し、取組みを推進していく。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となっている。

イ 汚水処理施設

下水道整備は、公共下水道事業として昭和50年度から第1期認可区域（区域面積165.8ha）の事業に着手し、昭和55年度7月から終末処理場（香焼浄化センター）の供用を開始している。

市町村合併を機に、同区域内の終末処理場で汚水処理を行うより、南部処理区内の南部下水処理場に接続して、汚水を処理したほうが経済的であることから、平成17年度に事業認可の変更を行い、終末処理場（香焼浄化センター）を廃止し、平成22年度に長崎市公共下水道に統合した。

令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は、99.8%となっており、香焼処理区の汚水処理は概成している。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は老朽化に伴い、平成23年に解体済みであり、可燃ごみについては、西工場へ搬入し、処理している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理している。

エ 消防施設

消防体制については、分団格納庫4か所、防火水槽13か所、消火栓75か所を備えており、消防設備については、小型ポンプ積載車4台及び小型ポンプ4台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により、消防団員の確保が困難

になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅263戸、改良住宅210戸、単独住宅2戸、計475戸の市営住宅がある。

カ 緑化

県道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

(ア) 下水道施設の適切な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(イ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

ウ リサイクルの推進

分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

エ 消防施設

(ア) 消防施設等の整備・充実を図る。

(イ) 消防機器の配備充実を図る。

(ウ) 消防水利の適正配備を図る。

(エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

建物の集約を行い、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の建替、計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地	市	地域住民の安全を確保する。	

		域住民の安全を確保する。		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

イ 汚水処理施設

下水道整備は、公共下水道事業として、平成10年度から第1期認可区域（区域面積34.8ha）の事業に着手し、平成11年度からは、県代行制度により、終末処理場（伊王島浄化センター）の建設に着手し、平成15年度から一部供用を開始した。なお、平成16年度で、第1期認可区域の事業が完了し、平成17年度からは、第2期認可区域（区域面積4.57ha）の事業に着手し、平成19年度末には認可区域のほぼ全域が完成した。令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は97.2%となっている。今後、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区において、浄化槽の整備が必要な世帯がある。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成19年3月末に閉鎖し、可燃ごみについては、平成19年4月1日から旧西工場へ搬入し処理していたが、旧西工場の建替に伴い、平成28年10月からは新西工場へ搬入し処理している。

なお、閉鎖した焼却施設は、平成29年2月に解体を実施した。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理施設は、平成14年度に完成した公共下水道の最終処理施設との連結工事が完成し、処理を移行したため、平成23年3月末をもって閉鎖している。

なお、生活排水処理基本計画に基づき、年次計画により閉鎖したし尿処理施設の解体を実施する必要がある。

し尿処理については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理している。

エ 消防施設

消防体制については、分団格納庫4か所、防火水槽2か所、消火栓43か所を備えており、消防設備については、小型ポンプ積載車4台及び小型ポンプ4台を配備し、消防活動を行っている。

平成23年の伊王島大橋開通に伴い、離島という地理的脆弱性は解消され、水火災等の各種災害発生時における常備消防の参集が容易となったものの、非常備については、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も、消防力・消防水利の整備指針に基づき、本土からの参集体制を考慮した上での適正な施設整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅 87 戸、改良住宅 74 戸、特定公共賃貸住宅 10 戸、単独住宅 6 戸、計 177 戸の市営住宅がある。古い住棟は老朽化が著しく、空き家が多くなっている。また、建物の適切な維持管理のために計画的な修繕を行う必要がある。

カ 緑化

平成元年のリゾート施設の誘致を機に、地域内の道路沿線をはじめ主要地域に四季の花を植栽しているが、今後その保全とさらなる緑化の推進が望まれる。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

- (ア) 下水道施設の適切な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (イ) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
- (ウ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

ウ リサイクルの推進

- (ア) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (イ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。
- (ウ) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。

エ 消防施設

- (ア) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

老朽化した改良住宅等の除却、改善を行い、居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
	リサイクルコミュニティ推進事業基金積立			

	危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

イ 汚水処理施設

平成3年3月に水産庁のマリノバージョン拠点漁港漁村総合整備計画の認定を受け、ふれあい漁港漁村整備事業の一環で漁業集落環境整備事業として、平成3年度から漁業集落地域（区域面積22.5ha）の事業に着手し、平成5年度末に南風泊終末処理場の供用を開始している。

また、残りの区域を、平成9年12月から特定環境保全公共下水道事業（区域面積15.0ha）として事業に着手し、平成11年11月に終末処理場（高島浄化センター）の供用を開始している。令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は、99.1%となっており、高島処理区の汚水処理は概成している。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成18年3月末に閉鎖し、可燃ごみについては、平成18年4月1日から旧西工場へ搬入し、処理していたが、旧西工場の建替に伴い平成28年10月からは、新西工場へ搬入し処理している。

なお、閉鎖した焼却施設内部には、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣等が残っており、有害物質の飛散や流出により、周辺環境への影響も懸念されるため、平成30年3月に煙突のみ解体を実施した。残りの施設については、年次計画に基づき施設の解体を実施する必要がある。

また、資源ごみ等のストックヤードとして使用している施設（高島リサイクルセンター）についても、老朽化等のため整備を行う必要がある。なお、平成21年6月までストックヤードとして使用していた施設は、閉鎖後施設の老朽化が進んでいるため、解体を実施する必要がある。

ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理は、平成5年3月に日量3kl（生し尿日量1kl及び浄化槽汚泥日量2kl）の処理能力を有する固液分離及び活性汚泥法処理方式の高度処理（凝集沈殿）により実施し、浄化槽汚泥についても完全処理を行っていたが、し尿等の量の減少により施設の運転が困難となってきたため、し尿処理施設を停止し、令和3年4月より長崎半島クリーンセンターへ搬入し、処理している。なお、閉鎖後の施設は、老朽化が進んでいるため、解体を実施する必要がある。

エ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫3か所、防火水槽16か所、消火栓47か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車3台、小型

ポンプ3台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

離島であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の整備指針に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅94戸、改良住宅258戸、単独住宅156戸の計508戸の市営住宅がある。

炭鉱の閉山に伴う急激な人口の減少や集落の再編により、多くの空家が生じている。また、浴室のない住宅が全戸数の約6割を占めるなど現在の生活様式に合わなくなっており、老朽化も進んでいる。

カ 緑化

県道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

キ 公営浴場

炭鉱の閉山に伴い、炭鉱会社運営の浴場を町が無償譲渡を受け、昭和62年12月に町営浴場として運営を開始した。当初は、高島地区内に4か所の浴場があったが、人口減に伴う入浴者の減少による収入の減及び施設の老朽化等による維持管理費の負担増のため、恒常的な赤字運営が続いていた。そのため、平成15年4月に「いやしの湯」の運営開始と同時に3浴場を廃止し、残りの1浴場も平成17年3月に廃止した。現在、「いやしの湯」1か所のみを運営しているものの赤字運営が続いている。

ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

(ア) 下水道施設及び漁業集落排水施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(イ) 長崎市公共施設の適正配置基準に基づき、漁業集落排水処理区域の人口減少に伴い、施設規模の適正化及び下水道施設への統合により効率化を図る。

(ウ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

- (ア) ごみ処理施設の適切な維持管理を行う。
- (イ) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (ウ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。
- (エ) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。

エ 消防施設

- (ア) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

入居者の集約を行い、不要となった住宅の除却を行うとともに、老朽化した公営住宅等の改善を行い居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 公営浴場

公衆浴場である「いやしの湯」の有効活用や維持管理を行う。

ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	上水道	配水施設整備事業	市		
		配水施設事業	市		
	(2) 下水処理施設				
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市		
	その他	漁業集落排水事業	市		
	(5) 消防施設				
		消防施設等整備事業		市	
		消防機器等整備事業		市	
	消防水利等整備事業		市		

	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
環境		「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。

	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助金	市	

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、令和3年度には、長崎地区の手熊浄水場から延伸した送水管の運用を開始することで、主な水道施設に接続して水の供給が可能となる計画であるが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

イ 汚水処理施設

漁業集落環境整備事業として、樺島地区（区域面積18.7ha）を昭和60年度から平成3年度までに、野母地区（区域面積84.0ha）を平成3年度から平成9年度までに、野々串地区（区域面積15.2ha）を平成7年度から平成9年度までに、それぞれ整備を行い、供用を開始している。

また、農業集落排水事業として、高浜本村地区（区域面積30.4ha）を平成5年度から平成10年度までに、黒浜・以下宿地区（区域面積6.1ha）を平成9年度から平成13年度までに、それぞれ整備を行い、供用を開始している。

さらに、木場・井上地区は、特定地域生活排水処理事業（設置数40基）として、平成14年度から平成15年度に浄化槽を設置して、同事業による整備は完了している。また、同事業により浄化槽を設置していない世帯があり浄化槽の設置を推進していく必要がある。

脇岬地区（区域面積38ha）は、特定環境保全公共下水道事業として、平成10年度から事業に着手し、平成20年度に終末処理場が完成し、一部の供用を開始した。なお、平成22年度末にはほぼ全域の整備が完成した。令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は99.4%となっている。今後、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成19年3月末に閉鎖後、平成27年度に解体工事を実施し、可燃ごみについては、平成19年4月1日から旧西工場へ搬入し、処理しているが、旧西工場の建替に伴い、平成28年10月からは新西工場へ搬入し、処理している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理については、長崎半島クリーンセンターを平成20年3月末に閉鎖し、平成20年4月1日から茂里町クリーンセンターで処理していたが、し尿量の減少に伴い、茂里町クリーンセンターでの安定的な処理が困難となったことから、平成26年度から平成27年度にかけて長崎半島クリーンセンターの再稼働に向けた整備を実施し、平成28年4月から本格的に長崎半島クリーンセンターで処理している。

エ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫12か所、防火水槽53か所、消火栓

109か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車11台、小型ポンプ11台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅99戸、単独住宅9戸、計108戸の市営住宅がある。

持家率が高く、公営住宅等への依存度は低いが、住宅の構造が木造又はコンクリートブロック造等の準耐火構造であるため、老朽化が進んでいる。

カ 緑化

国道沿線には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

キ 河川及び海岸

河川及び水路については環境保全上から住民生活との密接な関連があり、二級河川改修工事をはじめとする河川及び水路の整備促進を図る必要がある。

海岸についても、海岸保全施設整備事業の促進を図る必要がある。

ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

(ア) 下水道施設及び農業・漁業集落排水施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(イ) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。

(ウ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

(エ) 長崎市公共施設の適正配置基準に基づき、農業・漁業集落排水処理区域の人口減少に伴い、施設規模の適正化及び下水道施設への統合により効率化を図る。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

(ア) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。

(イ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

エ 消防施設

- (ア) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

老朽化した公営住宅等の集約を行い、除却、改善、建替を行うなど居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 河川及び海岸

- (ア) 防災、多自然型改修工法を考慮した河川の整備を推進する。
- (イ) 生物及び景観に配慮した自然にやさしい海岸の整備を推進する。
- (ウ) 一般国道499号の越波対策を促進する。

ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業	市	
	その他	漁業集落排水事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
(6) 公営住宅				
	既設公営住宅等改善事業	市		

		公営住宅建設事業（仮称）野母崎団地	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
環境		「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
(8) その他				
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の三重浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設の新屋敷1号減圧槽については、耐震性能が不足していることから早急に耐震化を図る必要がある。また、その他の水道施設の改良整備や老朽管の布設替も行う必要がある。

イ 汚水処理施設

下水道整備は、特定環境保全公共下水道事業として、平成8年度から神浦地区（区域面積24.0ha）の事業に着手し、平成14年3月末に終末処理場（神浦浄化センター）の供用を開始している。

また、黒崎地区（区域面積39.0ha）も特定環境保全公共下水道事業として、平成14年度から汚水管の整備を推進中であるが、市町村合併を機に、同区域内に終末処理場を建設するより、既存の三重下水処理場に接続して汚水を処理したほうが経済的であることから、平成18年度に事業認可の変更を行い、平成21年度に一部の供用を開始した。なお、平成25年度末には、事業計画区域のほぼ全域の整備が完成した。

また、特定環境保全公共下水道事業の認可を取得していない出津地区については、平成20年度に公共下水道による集合処理よりも浄化槽による個別処理が経済的に有利であることから、公共下水道ではなく浄化槽で処理する区域とした。令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は、80.0%となっており、今後、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（4か所）は老朽化に伴い、平成26年度までに全て解体済みであり、可燃ごみについては、平成16年4月1日から旧西工場へ搬入し処理していたが、旧西工場の建替に伴い平成28年10月からは新西工場へ搬入し処理している。

なお、過去に池島地区のごみ一時保管施設として使用していた建物は平成28年11月に解体した。また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく。

し尿処理は、下水道地域及び池島地域を除けばそのほとんどが戸別収集であるが、平成24年度から池島地区のし尿等については、島内に設置した中継槽に一時保管後、島外へ搬出し、茂里町クリーンセンターにて処理していた。しかし、茂里町クリーンセンターは、平成27年度末で廃止したことから、平成28年度以降は琴海クリーンセンターにて処理している。

エ 消防施設

消防体制については、出張所等2か所、分団格納庫12か所、防火水槽89か所、消火栓133か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車14

台、小型ポンプ14台及び救急車1台を配備し消防活動を行っている。

遠隔地であり離島及び山間部地区を抱えているため、水火災発生時に本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の整備指針に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅221戸、改良住宅251戸、特定公共賃貸住宅7戸、単独住宅4戸の計483戸の市営住宅がある。

市営住宅の7割弱が池島地区に建設されているが、炭鉱閉山により、多くの老朽化した空家が生じている。

カ 緑化

国道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

キ 公営浴場

池島炭鉱の閉山に伴い、炭鉱会社運営の浴場を町が無償譲渡を受け、平成14年4月に町営浴場として運営を開始した。当初は、池島地区に3か所の浴場があり、うち1か所は無入居アパートの撤去に併せて平成16年3月で廃止したが、人口減に伴う入浴者の減少による収入の減等のため、恒常的な赤字運営が続いている。

このことから「長崎市公共施設の適正配置基準」に基づき、令和4年3月で池島東浴場を廃止し、残り1か所となる池島港浴場について、適正に施設の維持管理を行いながらサービスを継続していく。

ク 河川及び海岸

神浦ダムを抱える神浦川をはじめ黒崎川、出津川など5本の二級河川と多くの普通河川がある。

近年には、神浦ダムが建設され、また、砂防ダムが要所に建設され、治山・治水はもとより生活用水、灌漑用水として効率的に利用されており、さらに最近では、河川災害防止のための河川改修とこれに並行した河川公園の整備も実施した。

洪水等の災害など、その危険性にも配慮しながら、住民一体となって、その環境保全と開発・余暇利用とをいかに調和させながら河川整備を推進するかが今後の課題である。

ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- (ア) 耐震性能が不足している新屋敷1号減圧槽については、令和4年度に耐震補強を行う計画であり、水道施設の耐震化を図る。
- (イ) 水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

- (ア) 神浦地区及び黒崎地区の下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (イ) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
- (ウ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

- (ア) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (イ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

エ 消防施設

- (ア) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

老朽化した公営住宅等の集約、除却、改善を行うとともに、池島においては、入居者の集約を行い、不要となった住宅を除却することにより、居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 公営浴場

浴場施設の効率的な維持管理を行う。

ク 河川及び海岸

防災、多自然型改修工法を考慮した河川の改修整備事業を推進する。

ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
		配水施設事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	生活	「池島港浴場整備事業」 利用者の利便性の向上を図り、適正な施設の維持管理を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。		市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。	
	リサイクルコミュニティ推進事業基金積立			

	危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

イ 汚水処理施設

下水道整備は、公共下水道事業として、平成12年度から第1期認可区域（区域面積98.0ha）の事業に着手し、市町村合併を機に、南部処理区内の南部下水処理場に接続して、平成17年4月から供用を開始し、その後、認可区域を拡大（第3期：区域面積186.0ha）し、現在に至っている。令和3年3月末現在の汚水処理人口普及率は、89.7%となっており、今後、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成17年1月末に閉鎖し、可燃ごみについては、西工場へ搬入し、処理している。

なお、閉鎖した焼却施設内部には、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣等が残っており、有害物質の飛散や流出により、周辺環境への影響も懸念されるため、解体を実施する必要がある。

し尿については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めていく必要がある。

エ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫10か所、防火水槽112か所、消火栓66か所を備えており、消防設備については、ポンプ車1台、小型ポンプ積載車10台、小型ポンプ10台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災などの発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により、消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

オ 公営住宅

公営住宅146戸、特定公共賃貸住宅18戸、単独住宅4戸の計168戸の市営住宅がある。

建物の適切な維持管理のために計画的な修繕を行う必要がある。

カ 緑化

国道をはじめ道路沿線などには、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

(ア) 水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

イ 汚水処理施設

(イ) 下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(イ) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。

(イ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

(ウ) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。

(ウ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

エ 消防施設

(エ) 消防施設などの整備・充実を図る。

(エ) 消防機器の配備充実を図る。

(エ) 消防水利の適正配備を図る。

(エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

オ 公営住宅

計画的な修繕を行い、居住環境の整備を図る。

カ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

キ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。	
	市有財産解体事業基金積立			
	「旧廃棄物処理施設等解体事業」	市	地域住民の安全・安心な暮らし	

		閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。		しを確保する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【基本方針】

過疎地域においては、人口減少・少子化、高齢化がその他の地域を大きく上回って進行し地域を担う人材の確保が喫緊の課題となっており、地域の未来を創る子どもや子育て世帯を支えるための子育て環境の確保、高齢者に対する保健・介護・福祉サービスの向上及び増進、障害者が地域社会に積極的に参加できる施策の展開が重要である。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の保育所1施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が41.5%（令和3年3月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいがづくり活動を実施する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

- (イ) 在宅サービスの供給体制の確保など、介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。
- (ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいがいづくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

- (ア) 障害者の社会参加を促進する。
- (イ) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立		
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
	障害者交通費助成事業基金積立			

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の小規模保育事業所1施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が55.5%（令和3年3月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(イ) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。

(ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

(ア) 障害者の社会参加を促進する。

(イ) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立		
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
	障害者交通費助成事業基金積立			

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

市立幼稚園1施設があり、少子化に伴い児童数が減少傾向にある中で、離島地区における幼児教育を継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が49.8%（令和3年3月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 離島地区における幼児教育を継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(イ) 離島サービス支援事業や在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。

(ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

(ア) 障害者の社会参加を促進する。

(イ) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立		
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
	障害者交通費助成事業基金積立			
	「高島地区高齢者ふれあいサロン運営事業」 高島公設市場の空き店舗に開設した高齢者ふれあいサロンにおいて、高齢者の健康増進、介護予防及び教養の向上の場として高齢者が交流できる場を運営する。	市	高齢者の健康増進、介護予防及び教養の向上を図る。	
	高島地区高齢者ふれあいサロン運営事業基金積立			
	「高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業」 高島地区において、将来的にも介護サービス事業者の参	市	離島において安定した介護事業所運営を図る。	

		入が見込むことができない中、令和2年7月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の運営法人に対し、運営費の一部を補助し、安定した事業所運営を図る。		
		高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業基金積立		

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の保育所1施設及び認定こども園1施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が52.4%（令和3年3月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいがづくり活動を実施する必要がある。

さらに、老朽化等が著しい施設については、整備を行う必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(イ) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。

(ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいがづくりと自立した生活を支援する。

(エ) 高齢者福祉施設等について適正な維持管理を行う。

ウ 障害者福祉

- (7) 障害者の社会参加を促進する。
- (4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設				
	その他	高齢者福祉施設整備事業	市		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。		市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立			
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。		市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立			

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の保育所が3施設あり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が52.3%（令和3年3月末現在）と非常に高くなっている。在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。特に池島地区には、介護保険等の事業所がないため、在宅福祉等のサービスを十分に利用できないという問題点がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいくくり活動を実施する必要がある。

さらに、老朽化等が著しい施設については、整備を行う必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(イ) 池島地区における離島サービス支援事業や在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。

(ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいくくりと自立した生活を支援する。

(エ) 高齢者福祉施設等について適正な維持管理を行う。

ウ 障害者福祉

- (7) 障害者の社会参加を促進する。
- (4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設				
	その他	高齢者福祉施設整備事業	市		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。		市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立			
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。		市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立			

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の保育所1施設及び認定こども園2施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が43.3%（令和4年3月末現在）と非常に高くなっている。在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・生活支援事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導などを実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保及び福祉

(ア) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(イ) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供など、地域における支援に取り組む。

イ 高齢者福祉

(ア) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(イ) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援事業の実施を推進する。

(ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

(ア) 障害者の社会参加を促進する。

(イ) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、介護予防につなげる。
		高齢者交通費助成事業基金積立		
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動の参加の機会を増やす。
	障害者交通費助成事業基金積立			

8 医療の確保

【基本的方針】

過疎地域においては、緊急搬送時の地理的条件に起因する不利性や医師・看護師の不足、診療科目の偏在など依然として多くの課題を抱えていることから、救急医療体制の整備促進のほか、医師及び看護職員の確保、診療科目や診療機能などの質的向上、診療科目の偏在の是正、医療水準の向上や効率化を図るための地域医療ネットワークの推進、住民の医療や看護に対する意識の向上等に取り組み、過疎地域の医療の確保を目指す。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

民間医療機関として、診療所 1 か所、歯科診療所 1 か所がある。

民間診療所 1 か所については、市有地を貸し付け、借用地において事業が継続されており、限られた医療資源で在宅支援や介護サービスの提供がなされている。

(2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

伊王島地区唯一の医療機関として国民健康保険直営診療所を常勤の医師1人、看護師3人による体制で設置しており、歯科については、専門外来医による診療を実施している。

重病患者、医師の専門外患者などの場合は、平成23年3月の伊王島大橋開通に伴い、救急車による搬送が可能になったが、定期航路や路線バスの便数が不十分なため交通弱者（移動制約者）にとって地区外への通院が不便な状況は依然としてある。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「伊王島診療所歯科診療事業」 伊王島地区の適切な医療や 医療に対する安心感を提供す るため、専門外来医（歯科）の 確保を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		伊王島診療所歯科診療事業基 金積立		
	(4) その他			
		伊王島診療所運営事業	市	

【高島地区】

(1) 現況と問題点

高島地区唯一の医療機関として国民健康保険直営診療所を常勤の医師1人、看護師3人、週休日等の応援医師による体制で設置しており、歯科については、専門外来医による診療を実施している。さらに、重病患者、医師の専門外患者などの場合は、救急艇で本土の医療機関へ移送する体制が整備されている。

しかしながら、入院が必要な患者や高度医療の提供に際しては、常に人的・設備的な問題が生じるほか、海上移送においては天候に左右されるといった離島特有の問題点もある。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「高島診療所週休日等医師確保事業」 医師が不在となる週休日等の急患に対応するため、長崎大学病院へ依頼し医師の派遣を受ける。	市	地域医療体制の確保を図る。
		高島診療所週休日等医師確保事業基金積立		
		「高島診療所歯科診療事業」 島内に歯科医師がいないため、島外の医師に週1回の歯科診療を委託する。	市	地域医療体制の確保を図る。
		高島診療所歯科診療事業基金積立		
		「救急艇運航事業」 島内の救急患者等を必要に応じて島外の医療機関等に搬送するため、救急艇の運航を委託する。	市	地域医療体制の確保を図る。
	(4) その他			
	高島診療所運営事業	市		

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

民間医療機関として、歯科診療所1か所がある。

野母崎診療所については、持続可能な医療を提供するため、常勤の医師2人、看護師等を配置し、平成23年4月に病院から診療所に転換した。なお、皮膚科、眼科及び耳鼻いんこう科については、応援医師による診療を実施している。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「野母崎診療所専門外来医師 確保事業」 眼科、耳鼻いんこう科、皮膚 科の医師の派遣要請及び全身 X線コンピュータ断層装置の 賃貸借を行うことで、医療の 確保を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		野母崎診療所専門外来医師確 保事業基金積立		
		「野母崎診療所医療提供事業」 野母崎診療所で使用してい る医療機器について、耐用年 数の経過や故障等により診療 に支障を来している医療機器 を購入することで医療体制の 拡充を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		野母崎診療所医療提供事業基 金積立		
	(4) その他			
		野母崎診療所運営事業	市	

【外海地区】

(1) 現況と問題点

本土部に民間医療機関として病院1か所、診療所3か所、歯科診療所1か所のほか、離島部である池島には池島診療所がある。

神浦診療所については、地域医療体制の確保を図るため、医療機器等の整備を行っており、本土部については地域医療機関の機能としては充実しているが、離島部においては伊王島地区、高島地区と同様、入院が必要な患者や高度医療の提供に際しては、常に人的・設備的な問題が生じるほか、海上移送においては天候に左右されるといった離島特有の問題点もある。

また、重病患者、医師の専門外患者等を本土の医療機関へ移送する場合は、伊王島地区、高島地区とは違い、民間の船舶を利用している。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	「神浦診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。	市	地域医療体制の確保を図る。
		神浦診療所医療提供事業基金積立		
		「池島診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。	市	地域医療体制の確保を図る。
	池島診療所医療提供事業基金積立			
民間病院	「民間病院施設整備事業」 医療資源が限られた地域の住民が、その地域の病院でより質の高い医療の提供を受けられることができるよう当該地域	市	地域医療体制の確保を図る。	

		の病院が行う医療機器の更新 ・新設を行う場合に補助を行 い、医療環境の充実を図る。		
	(4) その他			
		池島診療所運営事業	市	
		神浦診療所運営事業	市	

【三和地区】

(1) 現況と問題点

民間医療機関として、病院2か所、診療所3か所、歯科診療所4か所があり、他の過疎地区と比較して、充実している。

しかしながら、全て民間医療機関であるため、医療体制の確保の観点から、引き続き状況把握に努める。

(2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

(4) 他の市町村との連携 [6地区共通]

長崎医療圏（長崎市・西海市・長与町・時津町）において、病床の機能分化・連携、在宅医療等の体制構築を目指す。

9 教育の振興

【基本的方針】

教育基本法に基づく長崎市の教育方針等に基づき、過疎地域の自然環境や歴史性など地域の特性を活かし、地域社会と一体となった創造的な学校活動を推進するとともに、国際化・高度情報化にも対応した学校教育の充実、地域住民の社会教育の充実や生涯学習の振興及び地域スポーツ活動の推進等に積極的に取り組み、地域を支える人材育成を目指す。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、児童生徒数は減少している。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画(案)」により、両校とも規模の適正化が必要な学校に位置づけられている。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

イ 給食施設

調理機器の有無により学校間での献立内容に違いがあることや、現在の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難となっている。さらに、多くの給食施設が老朽化している。

ウ 社会教育

生涯学習活動を積極的に進めるため、その活動の中心的役割として香焼公民館を開館したが、建築後30年以上が経過し、固定席361席を有する大ホールの音響・照明設備の老朽化が進んでいる。

生涯学習推進のための様々な分野の講座開設に努めているが、住民学習活動の場だけでなく、社会教育関係団体の活動拠点としても利用されている。

今後も、近隣地区住民の人たちが気軽に学習できる場として、さらに市民に親しまれる公民館づくりに努め、地域コミュニティの活動の場として利用できる施設としても活用を促進する必要がある。

社会体育については、香焼総合公園運動場が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

香焼図書館については、市民や地域に役立つ情報拠点として図書資料の系統的な収集、整理、貸出を行うほか、市民の読書活動を推進するため、「おはなし会」など各種事業に取り組んでいる。

(2) その対策

ア 学校教育

校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

イ 給食施設

既存の学校給食施設の集約化を図り、新たに学校給食センターを整備することで衛生管理体制の向上を図る。

ウ 社会教育

(ア) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(イ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(ウ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。

(エ) 図書を中心とした資料提供及び読書推進相談の実施を通して、生涯学習の推進を図る。

(オ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	給食センター建設事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
公民館	大型公民館施設整備事業	市		

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、両校とも複式学級が編制される過小規模校となっている。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」により、両校とも規模の適正化が必要な学校に位置づけられており、中学校と近隣校との統廃合について、保護者及び地域と協議を行っている。

施設整備面では、建物等の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

イ 社会教育

伊王島開発総合センターにおいて、公民館講座や各種サークル活動を展開しているが、本地区内に指導者がいないことや施設の老朽化等により、多様な住民ニーズに応えることが困難となっている。

社会体育については、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

(ア) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

(イ) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

イ 社会教育

(ア) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(イ) 集会施設の利用促進を図る。

(ウ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(エ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。

(オ) 老朽化した施設の整備を図る。

(カ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
集会施設	伊王島開発総合センター施設 整備事業	市		

【高島地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、炭鉱の閉山に伴い児童生徒数が激減したため、平成7年より小中併設となっている。両校とも複式学級が編制される過小規模校である。

幼稚園教育では、市立幼稚園1施設があるが、園児数が一桁台で推移しており、園舎も築後40年以上を経過し老朽化が著しい。

また、高島地区では高校への通学は島外への通学となり、通学に要する保護者負担の軽減を図るため、交通費や居住費等の補助を行っている。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

イ 社会教育

社会教育については、少子化、高齢化が進む中、各種講座の指導者の育成や受講者の確保が重要な課題となっている。また、高島ふれあいセンターについては、図書コーナーでの貸出しの増加や地区の行事等での施設の利用が高まっている。さらに地域住民による自主的な学習活動等を促し、生涯学習の拠点施設としての活用を促進する必要がある。

社会体育については、高島ふれあい多目的運動公園やゲートボール場がスポーツ団体の練習利用や自治会のスポーツ行事等で利用されており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

(ア) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

(イ) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

(ウ) 幼稚園施設の良好な維持管理に努める。

イ 社会教育

(ア) 高島ふれあいセンターを拠点に社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(イ) 各分野での指導者及びボランティアの育成を図る。

(ウ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(エ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	(2) 幼稚園			
		幼稚園施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	高等学校	「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費、及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を離れ民間のアパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。	市	離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。
		離島高校生修学支援事業基金 積立		

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

平成22年4月に4小学校を統合し、小規模校化による複式学級の解消を図ったことにより、小学校1校、中学校1校となった。

統合に当たっては、自治会や保護者代表による検討を重ね、中学校施設の老朽化問題と併せ、中学校敷地での小学校の統合校舎の新築と中学校施設の老朽化改築による一体的な整備が求められた。

このような地域での検討の経過を踏まえ、学校施設の整備においては、長崎市で初となる小中一貫教育を実施し、小・中学校の施設一体型校舎による、新たな特色ある教育環境づくりを推進している。また、遠距離通学に係る保護者負担の軽減や児童の安全確保を図るため、通学費補助を行っている。

イ 社会教育

令和3年10月にオープンする恐竜博物館は、長崎市産の「恐竜」を中核テーマとし、調査研究を実践するとともに、それらの成果を分かりやすく提供していくことで、学術及び文化の発展に寄与することを目的とした施設である。

また、地区公民館3館を設置しており、各公民館において公民館講座を開設し、地域に根ざした事業を展開している。さらに地域の文化向上と社会教育の振興を図るための施設である野母崎文化センターは、幅広く地域住民に利用されている。

今後も、住民のニーズに沿った各種公民館講座を開設するとともに、新たな社会教育施設となる恐竜博物館での講演会やワークショップの開設などにより、学習機会の提供に努める必要がある。

社会体育については長崎のもぎき恐竜パークが整備されるほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

また、昭和60年度から特色ある地域スポーツ振興事業として、カヌーを通じたまちづくりに取り組み、中学生・高校生のカヌークラブの育成に努めており、今後も引き続きカヌーの普及振興に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

義務教育の9年間を通し、発達段階に応じた系統的、継続的な学習指導や生活指導による小中一貫教育を行い、子どもたちの豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

イ 社会教育

(ア) 恐竜博物館及び公民館を拠点に社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

- (イ) 特色ある地域スポーツ振興事業として、カヌー体験試乗会等教室の実施や愛好者の発掘に努め、引き続きカヌーの普及振興を図っていく。
- (ウ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。
- (エ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
- (オ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	市	
		大型公民館施設整備事業	市	
	集会施設	ふれあいセンター施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2km以上、中学校3km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
	生涯学習・スポーツ	「社会体育行事開催等事業」 野母崎地区では、昭和36年に3名が東京オリンピックの強化候補選手として選考され、その翌年にカヌー協会が設立されたことを契機に地元中学校や高等学校にカヌー部ができ、同地区の特技スポーツとして活発な活動が展開されてきた。 その後も平成26年の長崎国体をはじめ、同地区出身の選手が全国大会等において多くの上位入賞の実績を残して	市	特色ある地域スポーツの振興を図る。

		<p>いる。</p> <p>これらの取り組みや実績は同地区のスポーツ活動に対する熱意と関心の高まりを促進し、健康で活力のある地域振興に大きな役割を果たしてきたことから、今後も引き続き特色ある地域スポーツの振興を図るため、カヌーに係る事業への負担を行う。</p>		
		<p>社会体育行事開催等事業基金積立</p>		

【外海地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

小学校3校と中学校2校があるが、このうち、小学校1校と中学校1校は池島地区における小中併設校である。人口の減少、少子化の進行等に伴い、外海中学校を除き過小規模校となっている。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」により、池島地区以外の小学校2校が規模の適正化が必要な学校に位置づけられているが、これ以上校区を広げて統合した場合、通学が長時間となる地区が出てくるといふ問題がある。

遠距離通学に係る保護者負担の軽減や児童の安全確保を図るための通学費補助を行っているほか、池島地区においては、高校については島外への通学となり、通学に要する保護者負担の軽減を図るため、交通費や居住費等の補助を行っている。

施設整備面では建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

イ 給食施設

将来的には離島を除く既存の学校給食施設を学校給食センターへ集約化する予定であるが、既存施設は老朽化等による不具合が生じており、改修などの整備が必要である。

ウ 社会教育

社会教育については、公民館2館を設置し、公民館講座を開設するなど社会教育の振興を図っており、外海公民館は、建設後40年以上を経過していることもあり、これまで大規模改修を行ってきたが、引き続き、施設の老朽化による改修などの整備が必要である。

学習機会の提供としては、成人講座や高齢者講座などの各種公民館講座を開設するとともに、学習効果の発表の場として各種行事を開催している。

今後も、学習情報や学習機会を提供することで、生涯学習活動を促進するとともに、学習の成果を地域づくりに活かしていく必要がある。

社会体育については、外海総合公園運動場及び各地区のゲートボール場が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

また、今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

ふれあいセンター及び離島振興センターなどの集会施設については、教養の向上を図るための生涯学習活動の場や地域コミュニティの活動の場として、活用促進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

(ア) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

- (イ) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。また、池島は離島の特殊性を考慮して対策を図る。

イ 給食施設

安全・安心な学校給食を児童生徒へ提供するため、学校給食施設の良い維持管理に努め、必要に応じて施設改修などの整備を図る。

ウ 社会教育

- (ア) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。
 (イ) 学校施設の利用促進、人材の活用等学校教育と社会教育の連携を図る。
 (ロ) 既存施設等を利用し、コミュニティ活動の振興を図る。
 (エ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。
 (オ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
 (カ) 老朽化した施設の整備を図る。
 (キ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	共同調理場施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	市	
		大型公民館施設整備事業	市	
	集会施設	池島開発総合センター施設整備事業	市	
		ふれあいセンター施設整備事業費	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2km以上、中学校3km以上の距離があり、	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。

		公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。		
		通学対策事業基金積立		
		「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良好な維持管理を行う。	市	安全・安心な学校給食を提供する。
	高等学校	「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費、及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を離れ民間のアパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。	市	離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。
	生涯学習・スポーツ	「大型公民館運営事業」 大型公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。	市	生涯学習を推進し、地域活性化を図る。
		「地区公民館運営事業」 地区公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。	市	生涯学習を推進し、地域活性化を図る。

【三和地区】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

小学校4校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、児童生徒数は減少している。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画(案)」により、全ての学校が規模の適正化が必要な学校に位置づけられているが、中学校については、近隣の学校と統合した場合、通学が長時間となる地区が出てくるという問題がある。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

イ 社会教育

公民館3館を設置し、社会教育の振興を図っているが、建設後40年以上を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。三和公民館は、耐震補強工事など大規模改修を行っているが、他の2館と併せて、引き続き施設の適正な維持管理に努める必要がある。

各公民館において講座を開設するとともに、学習効果の発表の場として各種行事を開催しており、また、三和公民館では、図書室の開室時間を長く設定することで多くの地域住民に利用されるなど、生涯学習の推進が図られている。

今後も、学習機会を提供し、学習の成果を地域づくりに活かしていく必要がある。

社会体育については、元宮公園運動場及び三和体育館が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

(ア) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

(イ) 学校規模の適正化と適正配置を進め、望ましい学校規模の確保に努める。

イ 社会教育

(ア) 公民館講座などを通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(イ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(ウ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。

(エ) 老朽化した施設の整備を図る。

(オ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	大型公民館施設整備事業	市	
		地区公民館施設整備事業	市	
	集会施設	ふれあいセンター施設整備事 業	市	

10 集落の整備

【基本的方針】

過疎地域の農村や漁村などの集落の維持・活性化を図るためには、まず地域住民自ら集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落が今後どのようにあるべきかといった方向性を描き、地域課題解決に向けた取組みの推進のほか、関係人口の増大、移住定住の促進等を図っていく必要がある。そのためには、集落等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや地域づくり活動の中心的存在となる人材・団体の育成、外部人材の活用に係る施策に取り組む。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

集落は、本村地区、深浦地区、恵里地区を中心として広がり、この他にも点在している。基幹産業である造船業の低迷から人口減少が進んでおり、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

さらに、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベント等を開催し交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

伊王島地区は、伊王島と沖之島の2島からなり、集落は東側部分に集中しており、西側は急傾斜地が多く、集落はない。炭鉱閉山後、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	集落整備	「地域コミュニティ支援事業」 地域住民の親睦を目的として住民が主体となって実施するまつり、スポーツ大会、文化イベント等で、合併地区の地域コミュニティの維持と個性ある地域文化の承継・発展を図る。	地域 活動 団体	地域コミュニティの維持と地域文化の継承・発展を図る。

【高島地区】

(1) 現況と問題点

炭鉱閉山後、急激な人口の流出による地域社会の変化に伴い、集落の再編が進み、所有者の島外転出等で空き家となった民家が島内に数多く点在している。また、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。さらに、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

集落は、高浜、野母、脇岬、樺島の各集落を中心として広がりを見せている。基幹産業である水産業の低迷から人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。

また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	「地域コミュニティ支援事業」 ・地区民体育祭補助金（野母、高浜） ・野母崎地区文化祭・芸能発表会補助金 過疎が進行し、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、スポーツ大会、文化イベント等への助成を行い、地域コミュニティの健全な維持と合併地区の個性ある地域文化の継承・発展を支援する。	地域活動団体	地域コミュニティの維持と地域文化の継承・発展を図る。

【外海地区】

(1) 現況と問題点

集落は、池島地区と5本の二級河川の流域及びその河口付近に集中しているほか、中山間部にも多く散在し、広範囲に渡っている。池島炭鉱の閉山後、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	集落整備	「地域コミュニティ支援事業」 過疎化が進行し、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、地域の伝統的なまつり、スポーツ大会、文化イベント等への助成を行うことで、地域コミュニティの健全な維持と合併地区の個性ある地域文化の継承・発展を支援する。	地域 活動 団体	地域コミュニティの維持と地域文化の継承・発展を図る。

【三和地区】

(1) 現況と問題点

集落は、蚊焼地区、晴海台地区、為石地区、川原地区を中心に広がっている。若年層の転出や大型団地の充足率の高まりなどにより平成7年をピークに人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。

また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

(2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境の情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつりなどの行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	「地域コミュニティ支援事業」 地域住民の親睦を目的として住民が主体となって実施するまつり、スポーツ大会、文化イベント等で、合併地区の地域コミュニティの維持と個性ある地域文化の承継・発展を図る。	地域 活動 団体	地域コミュニティの維持と地域文化の継承・発展を図る。

1 1 地域文化の振興等

【基本の方針】

文化団体や地域活性化のリーダーの育成を図るとともに、地域が自主的に取り組む地域文化を活かしたまちづくりを積極的に推進し、過疎地域に残る伝統芸能、文化財、歴史的景観、食文化などの地域の文化資源の適切な保存と利活用を促進することにより、住民が地域の多様な文化を再認識し、文化芸術に触れ、守り伝えながら、誇りを持てる個性と活力に溢れた地域づくりに主体的・積極的に参加する地域社会づくりを目指す。

【香焼地区】

(1) 現況と問題点

過疎化、高齢化して行く中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取組みが必要である。

地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。既に整備されている文化財の説明板についても、経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

(2) その対策

ア 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

イ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。

		また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。		
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動 団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		芸術文化活動助成事業基金積立		
		「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「長崎アートプロジェクト事業」 アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		長崎アートプロジェクト事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。

		<p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。</p>		<p>るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。</p>
		<p>市民参加型舞台公演等開催事業基金積立</p>		
		<p>「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	<p>芸術文化の活性化及び向上を図る。</p>
		<p>芸術文化体験教室開催事業基金積立</p>		

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

過疎化、高齢化して行く中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

文化振興については、住民の自主的グループ活動を助成しつつ、伊王島開発総合センターを文化活動の拠点として、住民の生涯学習の機会を創出するとともに、それらを拡充することが必要である。

さらに、地域で忘れ去られようとしている民謡、民話、過去の出来事の記録保存と継承が重要である。貴重な歴史を後世に伝えるため、歴史文化を活かしたイベント等の開催といった啓発活動が求められる。また、県指定有形文化財「伊王島灯台旧吏員退息所」は伊王島灯台記念館として活用されているところである。併せて地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。すでに整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

(2) その対策

ア 伊王島灯台記念館の展示内容等の充実を図り、来訪者へ伊王島灯台の歴史の理解促進を図る。

イ 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

ウ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

エ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料 の展示や講演等を通じ、地域 住民に郷土の歴史について理 解や関心を深めてもらう。さ	市	文化財の普及啓 発により、地域 活動の活性化を 図る。

		<p>らに、住民の地域活動の活性化を目指す。</p> <p>また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。</p>		
		文化財普及啓発事業基金積立		
		<p>「芸術文化活動助成事業」</p> <p>市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	活動団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		芸術文化活動助成事業基金積立		
		<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		<p>「長崎アートプロジェクト事業」</p> <p>アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		長崎アートプロジェクト事業基金積立		

		<p>「市民参加型舞台公演等開催事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。</p>	市	<p>芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。</p>
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		<p>「伊王島灯台記念館運営事業」</p> <p>県指定有形文化財伊王島灯台旧吏員退息所を活用し、伊王島灯台の歴史及び関係資料の展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。</p>	市	<p>地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。</p>
		伊王島灯台記念館運営事業基金積立		
		<p>「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	<p>芸術文化の活性化及び向上を図る。</p>
		芸術文化体験教室開催事業基金積立		

【高島地区】

(1) 現況と問題点

過疎化、高齢化して行く中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、郷土芸能の保存継承など地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

なお、高島石炭資料館については、かつて石炭産業で栄えた高島の歴史を記録し伝えるための重要な施設として展示等の充実を図る。併せて地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用を努めているが、今後も継続が必要である。また整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産である「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を万全に保護していくとともに、周辺の緩衝地帯についても改善を図る必要がある。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用を行う必要がある。

(2) その対策

ア 郷土芸能の継承に努める。

イ 高島石炭資料館の展示内容や資料等の充実を図り、来訪者へ高島炭鉱の歴史の理解促進を図る。

ウ 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

エ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

オ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

カ 平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産である「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を万全に保護するために必要な整備を行う。また、資産を保護するために周辺の緩衝地帯において樹木保護等の環境の整備を行う。

さらに、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用のために必要な整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
10 地域文化の振興 等	(1)地域文化振興施設等				
	地域文化振興施設	世界遺産保存整備事業	市		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興	<p>「文化財普及啓発事業」</p> <p>本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。</p> <p>また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。</p>	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。	
		文化財普及啓発事業基金積立			
		<p>「芸術文化活動助成事業」</p> <p>市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	活動 団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。	
		芸術文化活動助成事業基金積立			
	<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。		

		化及び向上につなげる。		
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「長崎アートプロジェクト事業」 アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		長崎アートプロジェクト事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		『明治日本の産業革命遺産』推進事業」 平成27年に世界文化遺産に登録された、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産を世界文化遺産として完全に保護する。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。

		行う。また、国、県、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。		
		「明治日本の産業革命遺産」推進事業基金積立		
		「世界遺産観光客受入整備事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れる観光客の円滑な受入態勢の整備を行う。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産観光客受入整備事業基金積立		
		「高島石炭資料館運営事業」 旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を展示し、市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		高島石炭資料館運営事業基金積立		
		「端島周辺漁場保全事業」 端島の整備工事の実施に伴って周辺漁場への影響が懸念されるため、漁協が実施する端島周辺海域の漁場保全に係る経費を助成する。	漁業協同組合	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		端島周辺漁場保全事業基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『明治日本の産業革命遺産』」 端島の護岸の整備を行うに当たって、整備の方針を定めた「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、護岸の機能の向上を図り、遺跡の保護を図る。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産保存整備事業 「明治日本の産業革命遺産」基金		

		積立		
		<p>「世界遺産保存整備事業『端島炭坑』」</p> <p>「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つである「端島炭坑」を世界文化遺産及び国指定史跡として将来にわたり適切に保存管理していくため、「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、整備事業を行うために遺構状況の記録等の各種調査や整備を行う。</p>	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産保存整備事業 「端島炭坑」基金積立		
		<p>「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		芸術文化体験教室開催事業基金積立		

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

過疎化、高齢化して行く中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

また、本地区は歴史文化遺産に恵まれており、貴重な郷土の史跡や文化財の保護に努めており、今後も継続が必要である。

特に、民俗文化財としても価値の高い郷土芸能が継承されているが、若年人口の流出等により後継者育成の問題を抱えている。

この対策として、ふるさとを担う若者に対し、郷土芸能に参加する機会を提供するための一環として、小学校はクラブの時間、中学校では総合的な学習の時間を利用して郷土芸能の伝承に努めている。

また、整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

(2) その対策

ア 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

イ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

ウ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

エ 長崎半島にある約8100万年前の地層から多種多様な化石が発見されており、調査研究、収集展示及び教育活動に資するため、恐竜博物館を建設する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	恐竜博物館建設事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」	市	文化財の普及啓

	<p>本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。</p> <p>また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。</p>		<p>発により、地域活動の活性化を図る。</p>
	文化財普及啓発事業基金積立		
	<p>「芸術文化活動助成事業」</p> <p>市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	活動団体	<p>芸術文化の活性化及び向上を図る。</p>
	芸術文化活動助成事業基金積立		
	<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	<p>芸術文化の活性化及び向上を図る。</p>
	音楽の魅力発信事業基金積立		
	<p>「長崎アートプロジェクト事業」</p> <p>アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化</p>	市	<p>芸術文化の活性化及び向上を図る。</p>

		の活性化及び向上につなげる。		
		長崎アートプロジェクト事業 基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業 基金積立		
		「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」 市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		芸術文化体験教室開催事業 基金積立		

【外海地区】

(1) 現況と問題点

外海地区の文化を象徴する拠点の1つとして、出津文化村があり、その中に文化施設のド・ロ神父記念館や外海歴史民俗資料館、国指定重要文化財の旧出津救助院や出津教会堂、ド・ロ神父遺跡（救助院跡・いわし網工場跡）や遠藤周作の作品である「沈黙」の文学碑等が集中している。こうした施設、文化財等を活用していくために、文化教育講座を開催するとともに、貴重な文化財の保存・整備に取り組んでいる。

さらに、文化財の案内標識、説明板の整備、歴史の道として文化財を結ぶ遊歩道のカラー舗装化、総合案内塔の設置などを推進しており、今後は、出津文化村の利用者の拡大と有効利用を図るための方策の検討、文化財の保存・整備等が必要である。

なお、平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を万全に保護していく必要がある。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用を行う必要がある。平成28年には、外海歴史民俗資料館に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の全体価値を示す展示が付加された。

また、平成12年5月に開館した「遠藤周作文学館」は、資料等の展示はもちろん、遠藤文学の調査研究及び情報発信基地として、さらには、文化・観光の新たな拠点として、今後、施設の設置目的に沿ったソフト面の充実と、より効率的かつ効果的な管理運営システムの整備、施設へのアクセスの改善等を進めていく必要がある。

この他にも、昭和53年5月にフランス国ヴォスロール村との姉妹都市提携を結び、長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会を中心に文化交流を続けている。

過疎化、高齢化して行く中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

(2) その対策

ア 外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館の展示内容の充実を図り、施設の維持管理、保存に必要な整備を行う。

イ 遠藤周作文学館の利用の促進及び整備の充実を図る。

ウ 歴史や文化を生かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

エ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

オ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の芸術文化団体等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

カ 平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を万全に保護するために必要な整備を行う。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用のために必要な整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等				
	地域文化振興施 設	世界遺産保存整備事業	市		
		遠藤周作文学館施設整備事業	市		
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業				
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料 の展示や講演等を通じ、地域 住民に郷土の歴史について理 解や関心を深めてもらう。さ らに、住民の地域活動の活性 化を目指す。 また、多言語化した文化財 説明板・案内標識を整備し、外 国人を含めた観光客の受け入 れ態勢を整え、地域の活性化 を目指す。		市	文化財の普及啓 発により、地域 活動の活性化を 図る。
		文化財普及啓発事業基金積立			
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活 動に対する助成金であり、活 動資金を支援することで、よ り高度な事業が可能となり、 過疎地域での芸術文化の活性 化及び向上につなげる。		活動 団体	芸術文化の活性 化及び向上を図 る。
		芸術文化活動助成事業基金積 立			
「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地 域においては、気軽に質の高			市	芸術文化の活性 化及び向上を図 る。	

		い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。		
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「長崎アートプロジェクト事業」 アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		長崎アートプロジェクト事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』推進事業」 平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護す	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。

		る。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、所有者、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。		
		「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業基金積立		
		「世界遺産観光客受入整備事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れる観光客の円滑な受入態勢の整備を行う。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産観光客受入整備事業基金積立		
		「外海歴史民俗資料館運営事業」 外海地区の歴史資料及び民俗資料の保存・展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		外海歴史民俗資料館運営事業基金積立		
		「ド・ロ神父記念館運営事業」 外海地区にゆかりのあるフランス人宣教師ド・ロ神父の関連資料を保存し、その功績を市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		ド・ロ神父記念館運営事業基金積立		
		「遠藤周作文学館運営事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録で外海地区への注目が集まるなか、更なる入館者増	市	地域の文化を活用し、地域活性化を図る。

		のため展示空間等の改善、充実などを行い、また、遠藤文学の魅力伝えるための情報発信の強化を図ることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。		
		遠藤周作文学館運営事業基金積立		
		<p>「世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』」</p> <p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の関連資産である重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、所有者が実施する整備事業に対する補助を行う。</p> <p>また来訪者受入体制の充実を目的として、便益施設の整備を行う。</p>	所有者・市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		<p>「都市提携及び親善交流事業」</p> <p>長崎市とフランス・ヴォスロール村の姉妹都市提携は、昭和53年の旧外海町とヴォスロール村の提携を引き継いでいるものであり、外海で長年、市民間交流を行う長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会の事業への協力等を行うことで、ヴォスロール村との交流を支援し、地域の活性化を図る。</p>	地域活動団体	姉妹都市との交流を支援し、地域活性化を図る。
		都市提携及び親善交流事業基金積立		
		<p>「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。

		が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。		
		芸術文化体験教室開催事業基金積立		
		<p>「遠藤周作生誕100年記念事業」</p> <p>遠藤周作が生誕して令和5年3月27日で100年を迎えることから、令和4～5年度を遠藤周作生誕100年の記念の年とし、100年に1度の貴重な機会を活かし、遠藤文学の魅力を広く市内外へ伝え、その功績を称えとともに、次世代につなぐための事業を実施する。</p>	市	地域の文化を活用し、地域活性化を図る。

【三和地区】

(1) 現況と問題点

地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。既に整備されている文化財の説明板についても、経年劣化しているものは順次整備する必要がある。

(2) その対策

ア 特色ある地域の文化財の活用及び保存整備を図る。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

イ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会などと連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地	活動 団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。

		域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。		
		芸術文化活動助成事業基金積立		
		「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「長崎アートプロジェクト事業」 アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		長崎アートプロジェクト事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		「芸術文化体験教室開催事業	市	芸術文化の活

		<p>(アート体験教室)」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>		<p>性化及び向上を図る。</p>
		<p>芸術文化体験教室開催事業基金積立</p>		

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

【基本の方針】

過疎地域においては、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが重要であることから、自然環境の保全と活用を図ることを基本に、持続可能な社会を目指して、再生可能エネルギーの導入・活用の取組みを支援するとともに、脱炭素社会の実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進する。

【6 地区共通】

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギー利用

自家消費用として設置をされている再生可能エネルギー発電設備が他にも数件あるものと考えられるが、それらを差し引いても非常に少ない設置件数となっている。

また、交通網が限られていることから、災害時において停電が発生した際には、復旧が遅れる可能性がある。そのため、温室効果ガス排出量削減に加えて、災害時における電力確保のためにも、再生可能エネルギーの普及啓発を推進していく必要がある。

F I T制度設備認定がなされている再生可能エネルギーの件数

	香焼	伊王島	高島	野母崎	外海	三和
メガソーラー	1	—	1	—	2	1
太陽光発電	3	—	1	45	20	20
風力発電	1	—	—	5 (97.2kW)	1 (18kW)	1 (6.9MW)

※ F I T制度（固定価格買取制度）とは太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

(2) その対策

再生可能エネルギー利用

ア 再生可能エネルギーに加え、電力を貯蔵するシステム（蓄電池、電気自動車等）の普及促進を図り、自立分散型電源として活用できる仕組みづくりを推進する。

イ 過疎地域の指定避難所等に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を設置し、災害時における電力を確保する体制を整備する。

ウ 地域住民の再生可能エネルギーに関する理解や関心を深めるため、情報発信を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度（三和地区については、令和4年度～令和7年度））

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー等導入促進事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	「エネルギー版産学官民連携スタートアップ事業」 再生可能エネルギーや電気自動車の活用に向け、市内の産学官民と連携するネットワークを構築することで、連携の強化を図り、市内事業者、環境団体等が連携して行う新たな脱炭素事業の創出を実現する。	市	産学官民の連携により脱炭素を推進する。
		「再生可能エネルギー等普及促進事業」 長崎市ホームページやチラシ等を活用し、脱炭素社会実現に向けた取組み（再生可能エネルギーや電気自動車、蓄電池等）についての情報を発信し、再生可能エネルギー等の普及促進につなげる。	市	再生可能エネルギー等を普及促進する。

(4) 他の市町村との連携 [6 地区共通]

長崎広域連携中枢都市圏（長崎市・長与町・時津町）において、ゼロカーボンシティの共同宣言を行い、脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及を目指す。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【三和地区】

(1) 現況と問題点

為石浄水場の跡地活用

三和地区の中心に位置している為石浄水場（旧高島町貯水池）は、昭和30年代後半からの旧高島町における水不足に対処するために、旧三和町の協力のもと、10万トンの貯水能力を有する貯水池として昭和43年に建設されたものであり、貯水池部分の面積が約1万7千平方メートル、貯水池以外ので為石浄水場敷地も合わせると約3万6千平方メートルという広大な敷地を有している。

この為石浄水場は長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、令和2年度末をもってその役割を終えていることから、主要地方道長崎南環状線の新戸町から江川町工区におけるトンネル工事残土を受け入れて貯水池部分を埋立てることにより、長崎南環状線の早期整備を促進するとともに為石浄水場跡地の活用可能性の拡大などを図ることとしている。

しかしながら、当該跡地は建築基準法上の道路に接道していないことから、現状では新たな施設の建築ができないといった問題点もある。

(2) その対策

為石浄水場の跡地活用

ア 跡地活用に必要不可欠な接続道路の整備や旧浄水場施設の撤去を行う。

イ 地域ニーズを踏まえた跡地活用の方向性を決定する。

ウ 跡地活用の内容に応じ必要となるインフラ整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度（三和地区については、令和4年度～令和7年度））

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項		旧為石浄水場周辺道路整備事業	市	再掲
		「旧為石浄水場施設等撤去事業」 利用を終えた浄水場施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体・撤去を行い、地元住民の安全を確保するとともに、主要地方道長崎南環状線の早期整備のため、トンネル工事残土を受け入れ	市	地域住民の安全を確保する。

		ることにより、跡地の活用可能性の拡大を図る。		
--	--	------------------------	--	--

事業計画（令和3年度～令和7年度（三和地区については、令和4年度～令和7年度））過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考 （地区）
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を目的として、移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営、移住者に対する補助金制度の実施、地域の様々な魅力や移住に関する情報の一元的な発信を行う。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
		「ながさき暮らし推進事業」 県外在住者で長崎市への移住・定住に関心があり、地域との交流などに参加できる方を対象に移住体験施設の利用を認め、定住人口の増加による、地域の活性化を図る。	市	伊王島地区
		「過疎地域活性化事業」 地域の資源を生かした魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。	市	外海地区
		過疎地域活性化事業基金積立		
		「過疎地域活性化事業費負担金」 ・香焼チューリップまつり 香焼地区でチューリップまつりを開催することで、地域間交流の拡大を推進し、地域の活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。	実行 委員 会	香焼地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		

		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域の住民や団体等が主体となってイベントを開催することで、過疎地域の魅力発信及び交流人口の拡大に寄与し、活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。</p>	実行委員会	伊王島地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域活性化団体等で実行委員会等を組織し、地域の活性化及び地域間交流人口拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し定住につなげる。</p>	実行委員会	高島地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のもぎき水仙まつり ・ 野母崎地区活性化イベント <p>地域活性化団体等（商工会・漁協・農協など）で実行委員会等を組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催する。</p> <p>また、地域の資源を生かした魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し定住につなげる。</p>	実行委員会	野母崎地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域活性化団体等（商工会・漁協・農協など）で実行委員</p>	実行委員会	外海地区

		会等を組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し定住につなげる。	地域活動団体	
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		「過疎地域活性化事業費負担金」 地域活性化団体等（商工会・漁協・農協など）で実行委員会等を組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し定住につなげる。	実行委員会	三和地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	「離島漁業再生支援交付金」 高島地区の漁業集落において、種苗放流、産卵場・育成場の整備、漁場監視、新たな漁具・漁法の導入など、漁場の生産力向上及び漁業の再生に関する実践的な取組みを実施することにより、地域漁業の振興を図る。	漁業集落	高島地区
		離島漁業再生支援交付金基金積立		
		「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する漁業者への研修費等の支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助	漁業協同組合	香焼地区 伊王島地区 高島地区

		成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	等	野母崎地区 外海地区 三和地区
		水産種苗放流事業基金積立		
		「持続可能な新水産業創造事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業 協同 組合 等	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		「漁港施設機能保全事業」 老朽化する漁港施設の現状を把握し、機能保全計画書を作成することで計画的に維持補修を行い、安全な漁港利用及び漁業活動に寄与し、地域の振興につなげる。	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		漁港施設機能保全事業基金積立		
		「旬の魚イベント拡大支援事業」 旬の魚をメインとした直売イベント及び旬の魚の料理メニューを料理店で一定期間提供するフェア開催経費の支援を行うことにより、ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。	市	伊王島地区 外海地区
		旬の魚イベント拡大支援事業基金積立		
		「南風泊漁港浮棧橋撤去事業」 南風泊漁港内において、老朽化により沈没した浮棧橋について、安全確保のため港内より撤去を行う。	市	高島地区

		<p>「漁業環境改善事業」</p> <p>漁協が実施する沿岸主要魚種の放流や藻場の回復促進に係る経費を助成することで、漁業の振興を図る。</p>	漁業協同組合	野母崎地区
		<p>「水仙促成栽培事業」</p> <p>水仙の販売期間を長くし、最盛期である12月～1月出荷で有利に販売を行うため、水仙の促成栽培に必要な球根の高温処理、球根の養成及び掘り取り事業に対して費用の一部を助成することで、水仙栽培の振興を図り、野母崎地区の農業の振興を図る。</p>	農業協同組合・農業者団体	野母崎地区
		水仙促成栽培事業基金積立		
		<p>「のもぎき伊勢エビまつり開催費負担金」</p> <p>野母崎地区で伊勢エビまつりを開催することで、伊勢エビの地産地消を推進し、地域の活性化・地場産業の振興を図る。</p>	実行委員会	野母崎地区
		のもぎき伊勢エビまつり開催費負担金基金積立		
		<p>「水産資源再生事業」</p> <p>磯焼けによる藻場の減少を抑えるために設置した人工藻場礁・漁礁への海藻や水生生物の着生状況を調査し、資源量の減少が著しいイセエビの資源回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。</p>	市	伊王島地区 三和地区
		<p>「道の駅夕陽が丘そとめ運営事業」</p> <p>道の駅夕陽が丘そとめにおいて、老朽化した施設や備品の整備又は更新を行い、提供品の充実、安全の向上等を図ることにより、来訪者を増やし、交流人</p>	市	外海地区

		口の増加と地域の活性化を図る。		
		道の駅夕陽が丘そとめ運営事業基金積立		
		「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		
		「伊王島海水浴場交流施設運営事業」 伊王島海水浴場交流施設の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	伊王島地区
		「観光施設等ライトアップ事業」 夜景の更なる魅力向上を図るため、地域のランドマーク施設のライトアップに係る照明施設の維持管理を行う。	市	伊王島地区
		観光施設等ライトアップ事業基金積立		
		「高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場運営事業」 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場の老朽化した設備等の更新や撤去等を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	高島地区

		<p>「飛島磯釣り公園運営事業」 飛島磯釣り公園の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	高島地区
		<p>「野母崎高浜海岸交流施設運営事業」 野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）の適正な維持管理を行い、野母崎地区における観光スポット、グルメ、イベントなどの季節の情報の発信基地としての交流人口拡大による地域の振興を図る。</p>	市	野母崎地区
		<p>「長崎のもぞき恐竜パーク運営事業」 長崎のもぞき恐竜パークの老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	野母崎地区
		長崎のもぞき恐竜パーク運営事業基金積立		
		<p>「池島炭鉱体験施設運営事業」 九州最後の炭鉱の島「池島」の炭鉱施設を産業遺産観光として活用し、日本の近代化を支えてきた石炭産業の現場を体験することで、市民の文化の向上とともに、交流人口拡大による地域活性化を図る。</p>	市	外海地区
		池島炭鉱体験施設運営事業基金積立		
		<p>「外海ふるさと交流センター運営事業」 外海ふるさと交流センターの老朽化した設備等の調査を行</p>	市	外海地区

		い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。		
		「池島中央会館運営事業」 池島中央会館の老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	外海地区
		「農業振興団体支援事業」 農地流動化及び農業の担い手育成等の事業を実施する農業振興団体等の支援をすることにより、農業及び地域の振興を図る。	農業振興団体等	三和地区
		農業振興団体支援事業基金積立		
		「過疎地域魅力向上事業」 地域の資源を生かしたイベント等を実施することで地域の魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	「地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	香焼地区
		地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）基金積立		
		「地域バス路線運行維持事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、地域バス路線の運行に対して支援を行う。	市	香焼地区
		地域バス路線運行維持事業（香焼地区）基金積立		

		<p>「地域バス路線運行維持事業（伊王島地区）」</p> <p>地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	伊王島地区
		<p>地域バス路線運行維持事業（伊王島地区）基金積立</p>		
		<p>「地域バス路線運行維持事業（高島地区）」</p> <p>地域住民の生活利便性の向上を図るため、島内循環バスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	高島地区
		<p>地域バス路線運行維持事業（高島地区）基金積立</p>		
		<p>「地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）」</p> <p>地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	野母崎地区
		<p>地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）基金積立</p>		
		<p>「地域コミュニティバス運行事業（外海地区）」</p> <p>地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	外海地区
		<p>地域コミュニティバス運行事業（外海地区）基金積立</p>		
		<p>「地域バス路線運行維持事業（外海地区）」</p> <p>地域住民の生活利便性の向上を図るため、島内循環バスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	外海地区

		地域バス路線運行維持事業 (外海地区) 基金積立		
		「地域コミュニティバス運行事業(三和地区)」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	三和地区
		地域コミュニティバス運行事業(三和地区) 基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	伊王島地区 高島地区 外海地区
		離島航路維持対策事業基金積立		
		「バス待合所解体事業」 不要となったバス待合所は、老朽化して危険が生じる可能性があるため、解体することにより、地域住民の安全を確保する。	市	野母崎地区
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	「池島港浴場整備事業」 利用者の利便性の向上を図り、適正な施設の維持管理を行う。	市	外海地区
		「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区

		と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。		三和地区
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		市有財産解体事業基金積立		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	伊王島地区 高島地区 三和地区
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	「高齢者交通費助成事業」 高齢者の社会的活動の参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		高齢者交通費助成事業基金積立		
		「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バ	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区

		ス、電車、タクシー、船舶)等の交通費を助成する。		野母崎地区 外海地区 三和地区
		障害者交通費助成事業基金積立		
		「高島地区高齢者ふれあいサロン運営事業」 高島公設市場の空き店舗に開設した高齢者ふれあいサロンにおいて、高齢者の健康増進、介護予防及び教養の向上の場として高齢者が交流できる場を運営する。	市	高島地区
		高島地区高齢者ふれあいサロン運営事業基金積立		
		「高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業」 高島地区において、将来的にも介護サービス事業者の参入が見込むことができない中、令和2年7月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の運営法人に対し、運営費の一部を補助し、安定した事業所運営を図る。	市	高島地区
		高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業基金積立		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	「伊王島診療所歯科診療事業」 伊王島地区の適切な医療や医療に対する安心感を提供するため、専門外来医（歯科）の確保を図る。	市	伊王島地区
		伊王島診療所歯科診療事業基金積立		
		「高島診療所週休日等医師確保事業」 医師が不在となる週休日等の急患に対応するため、長崎大学病院へ依頼し医師の派遣を受ける。	市	高島地区

	高島診療所週休日等医師確保事業基金積立		
	「高島診療所歯科診療事業」 島内に歯科医師がいないため、島外の医師に週1回の歯科診療を委託する。	市	高島地区
	高島診療所歯科診療事業基金積立		
	「救急艇運航事業」 島内の救急患者等を必要に応じて島外の医療機関等に搬送するため、救急艇の運航を委託する。	市	高島地区
	「野母崎診療所専門外来医師確保事業」 眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の医師の派遣要請及び全身X線コンピュータ断層装置の賃貸借を行うことで、医療の確保を図る。	市	野母崎地区
	野母崎診療所専門外来医師確保事業基金積立		
	「野母崎診療所医療提供事業」 野母崎診療所で使用している医療機器について、耐用年数の経過や故障等により診療に支障を来している医療機器を購入することで医療体制の拡充を図る。	市	野母崎地区
	野母崎診療所医療提供事業基金積立		
	「神浦診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。	市	外海地区
	神浦診療所医療提供事業基金積立		
	「池島診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医	市	外海地区

		療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。		
		池島診療所医療提供事業基金積立		
		「民間病院施設整備事業」 医療資源が限られた地域の住民が、その地域の病院でより質の高い医療の提供を受けられることができるよう当該地域の病院が行う医療機器の更新・新設を行う場合に補助を行い、医療環境の充実を図る。	市	外海地区
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2km以上、中学校3km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	野母崎地区 外海地区
		通学対策事業基金積立		
		「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良好な維持管理を行う。	市	外海地区
		「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費、及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を離れ民間のアパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。	市	高島地区 外海地区
		離島高校生修学支援事業基金積立		
		「社会体育行事開催等事業」 野母崎地区では、昭和36年に3名が東京オリンピックの強化候補選手として選考さ	市	野母崎地区

		<p>れ、その翌年にカヌー協会が設立されたことを契機に地元中学校や高等学校にカヌー部ができ、同地区の特技スポーツとして活発な活動が展開されてきた。</p> <p>その後も平成26年の長崎国体をはじめ、同地区出身の選手が全国大会等において多くの上位入賞の実績を残している。</p> <p>これらの取組みや実績は同地区のスポーツ活動に対する熱意と関心の高まりを促進し、健康で活力のある地域振興に大きな役割を果たしてきたことから、今後も引き続き特色ある地域スポーツの振興を図るため、カヌーに係る事業への負担を行う。</p>		
		社会体育行事開催等事業基金積立		
		「大型公民館施設整備事業」 大型公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。	市	外海地区
		「地区公民館運営事業」 地区公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。	市	外海地区
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	「地域コミュニティ支援事業」 地域住民の親睦を目的として住民が主体となって実施するまつり、スポーツ大会、文化イベント等で、合併地区の地域コミュニティの維持と個性ある地域文化の継承・発展を図る。	地域活動団体	伊王島地区 三和地区
		「地域コミュニティ支援事業」 ・地区民体育祭補助金（野母、高浜）	地域活動団体	野母崎地区

		<p>・野母崎地区文化祭・芸能発表会補助金</p> <p>過疎が進行し、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、スポーツ大会、文化イベント等への助成を行い、地域コミュニティの健全な維持と合併地区の個性ある地域文化の継承・発展を支援する。</p>		
		<p>「地域コミュニティ支援事業」</p> <p>過疎化が進行し、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、地域の伝統的なまつり、スポーツ大会、文化イベント等への助成を行うことで、地域コミュニティの健全な維持と合併地区の個性ある地域文化の継承・発展を支援する。</p>	地域活動団体	外海地区
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>「文化財普及啓発事業」</p> <p>本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。</p>	市	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p> <p>三和地区</p>
		文化財普及啓発事業基金積立		
		<p>「芸術文化活動助成金事業」</p> <p>市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	活動団体	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p> <p>三和地区</p>
		芸術文化活動助成金事業基金積立		

	<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p> <p>三和地区</p>
	音楽の魅力発信事業基金積立		
	<p>「長崎アートプロジェクト事業」</p> <p>アーティストが地域に滞在して行うアート活動を通じて地域住民との交流等を行うことで、身近にアートに触れる機会を創出するとともに、地域の魅力を全国に発信することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p> <p>三和地区</p>
	長崎アートプロジェクト事業基金積立		
	<p>「市民参加型舞台公演等開催事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。</p>	市	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p> <p>三和地区</p>
	市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
	<p>「芸術文化体験教室開催事業（アート体験教室）」</p> <p>市の中心地から遠い過疎地域においては、身近にアート作</p>	市	<p>香焼地区</p> <p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p>

		品を創出したり触れる機会が少ないことから、過疎地域でアート体験教室を開催し過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。		外海地区 三和地区
		芸術文化体験教室開催事業基金積立		
		「伊王島灯台記念館運営事業」 県指定有形文化財伊王島灯台旧吏員退息所を活用し、伊王島灯台の歴史及び関係資料の展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	伊王島地区
		伊王島灯台記念館運営事業基金積立		
		「『明治日本の産業革命遺産』推進事業」 平成27年に世界文化遺産に登録された、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護する。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、関係機関等と連携し、市民及び来訪者に対し、世界遺産価値の理解促進に取り組む。	市	高島地区
		「明治日本の産業革命遺産」推進事業基金積立		
		「世界遺産観光客受入整備事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れる観光客の円滑な受入態勢・整備を行う。	市	高島地区 外海地区

		世界遺産観光客受入整備事業 基金積立		
		「高島石炭資料館運営事業」 旧高島炭鉱の歴史及び石炭に 関する資料を展示し、市民や 観光客に広く紹介する。	市	高島地区
		高島石炭資料館運営事業基金 積立		
		「端島周辺漁場保全事業」 端島の整備工事の実施に伴 って周辺漁場への影響が懸念 されるため、漁協が実施する端 島周辺海域の漁場保全に係る 経費を助成する。	漁業 協同 組合	高島地区
		端島周辺漁場保全事業基金積 立		
		「世界遺産保存整備事業『明 治日本の産業革命遺産』」 端島の護岸の整備を行うに当 たって、整備の方針を定めた 「史跡高島炭鉱跡整備基本計 画及び高島炭坑 端島炭坑修 復・公開活用計画」に基づ き、護岸の機能の向上を図 り、遺跡の保護を図る。	市	高島地区
		世界遺産保存整備事業「明治 日本の産業革命遺産」基金積 立		
		「世界遺産保存整備事業『端 島炭坑』」 「明治日本の産業革命遺産」 の構成資産の一つである「端 島炭坑」を世界遺産及び国指 定史跡として将来にわたり適 切に保存管理していくため、 「史跡高島炭鉱跡整備基本計 画及び高島炭坑 端島炭坑修 復・公開活用計画」に基づき、 整備事業を行うために遺構状 況の記録等の各種調査や基本 設計を行う。	市	高島地区

		世界遺産保存整備事業「端島炭坑」基金積立		
		「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』推進事業」 平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護する。世界文化遺産やまさに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、所有者、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。	市	外海地区
		「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業基金積立		
		「外海歴史民俗資料館運営事業」 外海地区の歴史資料及び民俗資料の保存・展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	外海地区
		外海歴史民俗資料館運営事業基金積立		
		「ド・ロ神父記念館運営事業」 外海地区にゆかりのあるフランス人宣教師ド・ロ神父の関連資料を保存し、その功績を市民や観光客に広く紹介する。	市	外海地区
		ド・ロ神父記念館運営事業基金積立		
		「遠藤周作文学館運営事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録で外海地区への注目が集まるなか、更なる入館者増	市	外海地区

		のため展示空間等の改善、充実などを行い、また、遠藤文学の魅力を伝えるための情報発信の強化を図ることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。		
		遠藤周作文学館運営事業基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の関連資産である重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、所有者が実施する整備事業に対する補助を行う。	所有者 ・ 市	外海地区
		「都市提携及び親善交流事業」 長崎市とフランス・ヴォスロール村の姉妹都市提携は、昭和53年の旧外海町とヴォスロール村の提携を引き継いでいるものであり、外海で長年、市民間交流を行う長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会の事業への協力や会費を負担することで、ヴォスロール村との交流を支援し、地域の活性化を図る。	地域活動団体	外海地区
		都市提携及び親善交流事業基金積立		
		「遠藤周作生誕100年記念事業」 遠藤周作が生誕して令和5年3月27日で100年を迎えることから、令和4～5年度を遠藤周作生誕100年の記念の年とし、100年に1度の貴重な機会を活かし、遠藤文学の魅力	市	外海地区

		を広く市内外へ伝え、その功績を称えるとともに、次世代につなぐための事業を実施する。		
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	「エネルギー版産学官民連携スタートアップ事業」 再生可能エネルギーや電気自動車の活用に向け、市内の産学官民と連携するネットワークを構築することで、連携の強化を図り、市内事業者、環境団体等が連携して行う新たな脱炭素事業の創出を実現する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		「再生可能エネルギー等普及促進事業」 長崎市ホームページやチラシ等を活用し、脱炭素社会実現に向けた取組み（再生可能エネルギーや電気自動車、蓄電池等）についての情報を発信し、再生可能エネルギー等の普及促進につなげる。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		「旧為石浄水場施設等撤去事業」 利用を終えた浄水場施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体・撤去を行い、地元住民の安全を確保するとともに、主要地方道長崎南環状線の早期整備のため、トンネル工事残土を受け入れることにより、跡地の活用可能性の拡大を図る。	市	三和地区